

はじめに

1994年に発効した国連海洋法条約のもと、各国は海洋の利用や海洋環境の保護などに取り組んでいますが、その実施にあたっては、各国がそれぞれ責任を持って自国の管轄海域を総合的に管理することが重要であります。

また、2002年8月にヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発のための世界サミット（WSSD）」では、海洋や沿岸域の問題が議論され、国連海洋法条約の施行や持続可能な開発のための行動計画“アジェンダ 21”の実施の促進などをはじめとして多くのことが実施計画に盛り込まれました。

このような情勢のもと、アメリカやオーストラリア、ニュージーランドのように広大な管轄海域を持つ海洋国では、近年、海洋に係る法整備を積極的に進めています。さらに、わが国と排他的経済水域を接する韓国、中国においても、海洋や沿岸域の持続的な開発に係る法整備や、自国の海洋権益確保に向けた様々な取り組みを行なっております。

しかしながら、世界第6位の管轄海域面積を有するわが国は、海洋に関する行政が多くの省庁に分散されており、経済活動や国民生活を支える重要な沿岸域の統合的な管理や、広大な排他的経済水域や大陸棚、さらにはその基点となる重要な遠隔離島の管理などを含めた、総合的な海洋政策が策定されていないのが現状であります。

わが国が海洋国家として国際社会においてリーダーシップを発揮するためには、海洋や沿岸域を総合的に管理するための海洋政策を策定してこれを内外に示し、さらにはそれを実行していくことが必要です。

SOF 海洋政策研究所では、競艇の交付金による日本財団の助成事業として平成 15 年度より「海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究」事業を実施しておりますが、その一環として、わが国海洋政策のあり方を提言することを目的とした「わが国における海洋政策の調査研究」に取り組んでおります。本報告書は、その平成 16 年度の成果をとりまとめたものであります。

当財団の 30 周年を迎える平成 17 年度には、わが国の海洋政策に関する提言をとりまとめることとしております。本報告書をお読みいただく関係官庁、地方公共団体、研究機関、大学、NGO など、わが国の海洋政策を実行する関係機関の皆様には、倍旧のご支援、ご協力をお願いする次第です。

平成 17 年 3 月

財団法人シップ・アンド・オーシャン財団
会長 秋山昌廣

委員名簿

委員長	栗林 忠男	東洋英和女学院大学国際社会学部教授
委員	磯部 雅彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
〃	大森 信	財団法人熱帯海洋生態研究振興財団阿嘉島臨海研究所所長
〃	来生 新	横浜国立大学国際社会科学研究科長
〃	小池 勲夫	東京大学海洋研究所所長
〃	多屋 勝雄	東京海洋大学海洋科学部海洋政策文化学科教授
〃	徳山 英一	東京大学海洋研究所教授
〃	中原 裕幸	社団法人海洋産業研究会常務理事
〃	林 司宣	早稲田大学法学部教授
〃	寺島 紘士	シップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所所長
協力者	柴山 知也	横浜国立大学大学院工学研究院教授
事務局	岡寄 修平	シップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所首席研究員
〃	佐伯 誠治	〃 〃
〃	大川 光	〃 研究員
〃	大久保彩子	〃 〃
〃	小山 佳枝	〃 〃
〃	加々美康彦	〃 〃
〃	菅家 英朗	〃 〃
〃	櫻井 一宏	〃 〃
〃	高橋 鉄哉	〃 〃
〃	田中祐美子	〃 〃
〃	韓 鍾吉	〃 〃
〃	福島 朋彦	〃 〃
〃	松沢 孝俊	〃 〃

[敬称略・順不同]

目 次

はじめに

委員名簿

1. 研究の目的	1
2. 研究の方法	1
3. 2004年度の成果	2
3-1 海洋政策提言の目標設定	2
3-2 海洋基本法案の検討方針	2
(1) 環境基本法	4
(2) 科学技術基本法	4
(3) エネルギー政策基本法	5
(4) 循環型社会形成推進基本法	5
(5) 森林・林業基本法	5
3-3 米国海洋政策の概要とその概略評価	6
(1) 米国海洋政策評価の意義	6
(2) 米国海洋政策の見直しの動き	7
(3) 米国海洋政策予備報告書の分析	8
4. 今後に向けて	44
付属資料	45
1. 委員会議事録要旨（第4回～第8回）	47
2. 米国海洋政策予備報告書の概要	81

1. 研究の目的

わが国は、四方を海に囲まれて、海の恩恵をその存立基盤として発展してきた。しかし、近年になると、海とわが国社会の関係には大きな変化が起こり、様々な問題が顕在化してきた。

一方、国際的には、国連海洋法条約が発効し、また、リオ地球サミットで持続可能な開発原則と行動計画アジェンダ 21 が採択されて、国際社会が協力して海洋問題に対処するための共通の法的・政策的枠組みが出来上がり、その具体化に向けて世界各国は熱心な取り組みを開始している。

このような内外の情勢の変化、特に広大な海域が国連海洋法条約によって法的性格の異なるいくつかの海域に区分され、沿岸国は条約の定める権利義務にしたがって自国の管轄海域およびその環境と資源を管理することが求められるようになったのに対して、わが国政府の認識は十分とはいえず、その対応も各種条約の批准に基づく個別問題への対応にとどまっている。

わが国は、海洋・沿岸域の開発・利用・保全に係る高度な技術やノウハウ、人材を有しており、海洋・沿岸域問題に関して国際的なリーダーシップを発揮できるポテンシャルを有しているにもかかわらず、同分野における取り組みで大きな遅れをとることになりかねない。

そこで、SOF 海洋政策研究所は、日本財団支援のもと、わが国海洋政策の現状と問題点を明らかにした上で、排他的経済水域・大陸棚の管理と沿岸域の管理に重点をおいて、海洋管理の理念、国内法令の整備、実施体制、施策内容などの具体案を盛り込んだ、わが国海洋政策の提言をとりまとめることとした。

2. 研究の方法

上記目的を達成するにあたり、SOF 海洋政策研究所内に斯界の有識者で構成する「海洋・沿岸域研究委員会」を設置し、関係者の意見等を参考としながら、2003 年度から 2005 年の 3 ヶ年でわが国海洋政策の確立に資する提言をとりまとめる。

なお、提言案は、委員会のもとに設置する SOF 海洋政策研究所研究員を中心としたワーキンググループが、委員会委員の指導のもとで作成するものとする。

3. 2004年度の成果

2年度目にあたる2004年度は、主に以下に示す検討を行なった。

- (1) 海洋政策提言の目標設定
- (2) 海洋基本法案の検討方針
- (3) 米国海洋政策の概要とその概略評価

3-1 海洋政策提言の目標設定

本事業では、2003年度に3回にわたる委員会を開催し、わが国の海洋政策が抱える問題点や今後進むべき方向性などについて検討を行なった。¹

その結果を踏まえ、2004年度に開催した第4回委員会において、本事業の検討目標を以下のとおり設定した。

- ①わが国海洋政策のあり方に関する提言のとりまとめとその普及
- ②海洋基本法案の作成

①については、2001年に日本財団が公表した「21世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言」を参考としながら、アメリカを中心とした海洋政策の策定や整備に積極的に取り組んでいる各国の動向を分析し、わが国海洋政策の現状や問題点を改めて整理した上で、今後わが国が取り組むべき海洋政策に関する提言をとりまとめることとした。

なお、ここ数年、中国がわが国の管轄海域およびその周辺海域で展開している様々な活動が政治的、社会的な注目を集め、「海洋権益」という用語がマスコミで頻繁に取り上げられていることを踏まえて、とりまとめた提言を関係政府機関に積極的にアピールすることや、海洋政策の重要性を学会、産業界、NGOなどにも広く普及していくこととした。

②については、わが国における海洋基本法の必要性を検討するとともに、将来海洋政策基本法の具体化が実現した場合にたたき台となるような案を作成することとした。

3-2 海洋基本法案の検討方針

まず、現在わが国に存在する基本法を概観し、基本法制定にいたる社会背景や立法プロセス、基本法の目的・構成などを整理することとした。現在、わが国に存在する基本法の一覧を表-1に示す。

¹ 付属資料 委員会議事録要旨を参照

表－1 わが国の基本法

	法 律 名	公布年月日	備 考
1	少子化社会対策基本法	平成 15 年 7 月 30 日	
2	食品安全基本法	平成 15 年 5 月 23 日	
3	知的財産基本法	平成 14 年 12 月 4 日	
4	エネルギー政策基本法	平成 14 年 6 月 14 日	
5	文化芸術振興基本法	平成 13 年 12 月 7 日	
6	水産基本法	平成 13 年 6 月 29 日	
7	特殊法人等改革基本法	平成 13 年 6 月 21 日	
8	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法	平成 12 年 12 月 6 日	
9	循環型社会形成推進基本法	平成 12 年 6 月 2 日	
10	男女共同参画社会基本法	平成 11 年 6 月 23 日	
11	ものづくり基盤技術振興基本法	平成 11 年 3 月 19 日	
12	中央省庁等改革基本法	平成 10 年 6 月 12 日	
13	高齢社会対策基本法	平成 7 年 11 月 15 日	
14	科学技術基本法	平成 7 年 11 月 15 日	
15	環境基本法	平成 5 年 11 月 19 日	
16	土地基本法	平成元年 12 月 22 日	
17	交通安全対策基本法	昭和 45 年 6 月 1 日	
18	障害者基本法	昭和 45 年 5 月 21 日	
19	消費者保護基本法	昭和 43 年 5 月 30 日	
20	森林・林業基本法（平成 13 年 7 月）	昭和 39 年 7 月 9 日	林業基本法改正
21	中小企業基本法	昭和 38 年 7 月 20 日	
22	観光基本法	昭和 38 年 6 月 20 日	
23	災害対策基本法	昭和 36 年 11 月 15 日	
24	食料・農業・農村基本法（平成 11 年 7 月）	昭和 36 年 6 月 12 日	農業基本法改正
25	原子力基本法	昭和 30 年 12 月 19 日	
26	教育基本法	昭和 22 年 3 月 31 日	

本年度は、これら基本法の中から、海洋基本法案策定の参考になると考えられる以下の基本法について、その概要を整理した。

(1) 環境基本法

環境基本法は、わが国の環境保全政策の基本的方向を示すもので、それまで公害対策基本法（昭和42年制定）と自然環境保全法（昭和47年制定）を基本として展開していた環境政策を見直し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを見直し、複雑化・多様化した今日の環境問題に対処する目的で立法化されたものである。

環境基本法の規定に基づき閣議決定された環境基本計画は、政府全体の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めている。同計画は、2000年に第二次計画が閣議決定され、2002年以降毎年、同計画に基づく施策の進捗状況の点検結果を公表している。

(2) 科学技術基本法

科学技術基本法は、科学技術の振興をわが国の最重要政策課題の一つとして位置づけ、科学技術振興の方針と基本方策を示すもので、欧米に著しく立ち遅れている基礎研究水準の引き上げや、総合的・学際的な取り組みの推進などを図るために立法化されたものである。

同法の規定に基づき、総合科学技術会議の「科学技術に関する総合戦略」に関する答申を受けて閣議決定された科学技術基本方針は、重要施策として以下の項目を掲げている。

①科学技術の戦略的重点化

◇基礎研究の推進

◇国家的・社会的課題に対応した研究開発の重点化

◇急速に発展し得る領域への対応

②優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革

◇研究開発システムの改革

◇産業技術力の強化と産学官連携の仕組みの改革

◇優れた科学技術関係人材の養成とそのための科学技術に関する教育の改革

◇科学技術活動についての社会とのチャンネルの構築

◇科学技術の倫理と社会的責任

◇科学技術振興のための基盤の整備

③科学技術活動の国際化の推進

◇世界に向けて国際協力プロジェクトを提案し実施（地球規模の問題解決や国際的な取組が必要な基礎研究）

◇国際的な情報発信力能力の強化

◇国内の研究環境の国際化

(3) エネルギー政策基本法

2002年に公布・施行された議員立法による基本法で、地域および地球環境の保全に寄与するエネルギーの需給に関する長期的・総合的・計画的施策の策定推進を目的としたものである。同法では、わが国のエネルギー政策を「安定供給の確保」「環境への適合」「市場原理の活用」の観点から推進することを規定している。

(4) 循環型社会形成推進基本法

2000年に公布・施行された循環型社会形成推進基本法は、前出の環境基本法の精神を受け、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型社会から脱却し、生産、流通、消費、廃棄に至る物質の効率的な利用やリサイクルを進めることで循環型社会を形成することを目的としたものである。同法の成立にあわせて以下の法整備が行われた。

- ①廃棄物処理法、再生資源利用促進法等の改正、
- ②建設資材リサイクル法、食品リサイクル法、グリーン購入法の制定

(5) 森林・林業基本法

森林・林業基本法は、1964年に制定された林業基本法を改正したもので、森林の有する役割の変化、林業を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえて、わが国の森林を将来にわたり適切に管理し、木材の生産を主体とした政策から森林の有する多様な機能の持続的發揮を図るための政策へと転換することを目的としたものである。同法の成立にあわせて、以下の法改正が行われている。

- ①森林法
- ②林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法

3-3 米国海洋政策の概要とその概略評価

(1) 米国海洋政策評価の意義

わが国では、1960年代に海底石油開発を中心とした海洋開発ブームが訪れ、それまで漁業と海運を中心とした係わりに限定されていたわが国の海洋関連施策は大きな転換点を迎えた。そして、政府が長期的な視野に立った総合的な海洋開発のあり方を示すべきとの声が高まったことを受け、1973年に海洋開発審議会（現在の科学技術・学術審議会海洋開発分科会にあたる）がわが国で初めての海洋政策にかかわる総合的な答申を内閣総理大臣に提出した。その後、1979年（第一次答申）、1980年（第二次答申）、1989年（三号答申）と海洋政策にかかわる答申が出されているが、²このうち三号答申は、2000年を目標年次とした開発目標と目標達成方策などを示していた。

三号答申以降、1992年の地球環境サミット、1996年の国連海洋法条約批准と、海洋政策に深くかかわる国際的な枠組みが合意され、また、国内においても、1993年に環境基本法、1995年に科学技術基本法が成立するなど、海洋政策を取り巻く内外の状況は大きく変化した。

そのため、2000年以降のわが国の海洋開発政策を取り巻く状況の変化に対応した、新たな長期ビジョンを定める必要性が高まり、1997年に同審議会のもとに「基本問題懇談会」が設置され、それまでの海洋関連施策の進展状況や海洋環境保全に考慮した海洋開発のあり方、制度上の課題などについて議論・検討が行なわれた。

その後、2001年の省庁統合に伴い、同審議会は文部科学大臣の諮問機関として設置された科学技術・学術審議会の一部会である海洋開発分科会に改組され、2002年8月に「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について（答申）－21世紀初頭における日本の海洋政策－」を答申した。現時点で、同答申がわが国における唯一の総合的な海洋政策と位置づけることができるよう。

同答申では、海洋政策を実施するポイントとして、①海を『知る』『守る』『利用する』のバランスの取れた政策、②国際的視野に立った戦略的海洋政策、③総合的視点に立った海洋政策立案と関係府省の提携、の3つを掲げている。これらの指摘は、近年の国際的潮流を踏まえた的を射たものであるといえるが、一方で、現状の行政や研究における縦割りの取り組みをどのように総合的な管理に転換させるかについての具体的な検討は充分に行なわれていない。

特に、海洋政策の企画立案に関する行政機構について、「総合的な視点に立った政策が提案されにくかったこれまでの状況を改善することが必要」と指摘しながら、それについては「海洋開発分科会を中心として今後議論を積み重ねていく」と述べるだけで、具体的

² 1993年の四号答申は、地球環境問題に対応した調査研究に特化した内容であるためここではとり上げなかった。

な海洋政策の企画・立案システムを提案していない。また、その後のフォローアップも充分に行なわれているとは言い難い状況である。

他方、オーストラリア、カナダ、英国、韓国、中国などは、海洋の総合管理に必要な法律制度、執行体制を整備しているおり、わが国はこれに比して大きく立ち遅れているといえる。

また、アメリカは1969年にストラットン審議会がとりまとめた「Our Nation and Sea」以来の包括的な海洋政策の見直しを行っているところであるが、新しい海洋政策は徹底した議論のもとで策定され、非常に包括的な内容になっていると評される。³

これらの国々が、海洋・沿岸域の諸問題をどのように捉え、その問題解決にどのような体制で取り組んでいるのかを分析することは、わが国海洋政策の今後目指すべき方向性を検討するにあたり、大いに参考になると考えられる。

そこで、最も新しい動きを見せている米国海洋政策の内容を概観することとし、2004年4月に公表された米国海洋政策予備報告書について、その骨子・要点を分析した。

(2) 米国海洋政策の見直しの動き

2000年海洋法（Oceans Act of 2000）に基づいて設置された、元海軍作戦部長およびエネルギー省長官のジェームズ・D・ワトキンスが議長を務める海洋政策審議会が、2004年9月に「21世紀の海洋の青写真（An Ocean Blueprint for the 21st Century）」と題する報告書を議会と大統領に提出した。

同報告書では、新国家海洋政策のための13原則として、持続可能性、信託管理（Stewardship）、生態系に基づく管理などの項目を掲げ、現行の米国の海洋および沿岸管理システムによっては、このような原則を効果的に実施して長期ビジョンを実現することは不可能であるとし、212項目にわたる具体的な勧告を行っている。同審議会が勧告する重要な行動は、以下のとおりである。

①海洋管理体制の改善

- ・ 大統領補佐官を議長とする国家海洋会議を大統領府に設置
- ・ 海洋政策に関する大統領諮問会議を設置
- ・ 米国海洋大気庁（NOAA）の強化及び連邦政府機関のプログラムの段階的な統合による連邦政府機関の構造改善
- ・ 国家海洋会議の促進、支援のもとに、地域海洋会議設置のための弾力的、かつ、任意のプロセスの開発
- ・ 連邦管轄の沖合水域における調整された管理体制の構築

³ Donald F. Boesch, 包括的な見直し進むアメリカの海洋政策, Ship & Ocean Newsletter No.110

②健全な科学と賢明な決定

- ・海洋研究投資の倍増、海洋調査の新分野の立ち上げ、これらを支援するため必要な先進技術と近代的インフラの形成
- ・国家統合海洋観察システムと国家監視ネットワークの施行

③教育—未来の基礎

- ・組織的、効果的な公式、非公式プログラムによる海洋関係教育の改善

④特定の管理課題

- ・沿岸および流域の管理並びに双方の連結
- ・水質汚染（特にノン・ポイント汚染）削減の測定可能な目標設定、及びそれらを達成するための奨励策、技術支援、法執行その他の管理手段の強化
- ・地域漁業管理会議システムの改善、専用入漁権の使用の検討を通じ、評価と配分の分離による漁業管理の改善
- ・国際的活動に従事するため国連海洋法条約に加盟

⑤実施

- ・連邦および州レベルの海洋および沿岸管理の改善を支援するための、沖合の石油・ガス開発及び新しい活動からの収入の未割当分による海洋政策信託基金の設立

また、米国大統領は、報告書の提出を受けて 90 日以内にその勧告を実施するための総合的かつ長期的な海洋政策を議会に付託することになっていたが、去る 2004 年 12 月 17 日、「米国海洋行動計画（U.S. Ocean Action Plan）」と題する文書を公表した。

（3）米国海洋政策予備報告書の分析

本年度は、海洋・沿岸域研究委員会の委員を中心に、2004 年 4 月に公表された米国海洋政策予備報告書の内容を分析した。

予備報告書の構成は、以下のとおりである。

要約

第I部 我々の海：国家の資産

- 第1章：海洋資産と挑戦の再認識
- 第2章：新しい国家海洋政策を形成するための過去の理解
- 第3章：国としての視野の設定

第II部 変化のための青写真：新たな国家海洋政策の枠組み

- 第4章：海洋のリーダーシップと調整の改善
- 第5章：地域的アプローチの推進
- 第6章：連邦水域における管理の調整
- 第7章：連邦機関組織の強化

第III部 海洋のステewardシップ：教育と一般周知の重要性

- 第8章：生涯海洋教育の促進

第IV部 縁で暮らす：海岸に沿った経済成長と資源の保全

- 第9章：海岸とその流域の管理
- 第10章：自然災害から人々と財産を守る
- 第11章：沿岸生息地の保全と回復
- 第12章：堆積物(Sediments)と海岸線の管理
- 第13章：海上での商業と輸送を支える

第V部 澄みきった水へ：沿岸と海洋の水質

- 第14章：沿岸の水質汚染への取り組み
- 第15章：全国的モニタリングネットワークの創設
- 第16章：船舶起因汚染の削減と船舶の安全性の向上
- 第17章：侵入種の拡散防止
- 第18章：海洋ゴミの削減

第VI部 海の価値と活力：海洋資源の利用と保護の向上

- 第19章：持続可能な漁業の達成
- 第20章：海産哺乳動物と絶滅に瀕する海洋種の保護
- 第21章：サンゴ礁とそれを取り巻く群集の保全
- 第22章：持続可能な海洋養殖の道筋を定める
- 第23章：海と人の健康を結ぶ
- 第24章：沖合のエネルギーと他の鉱物資源の管理

第VII部 科学に基づく決定：海に関する理解の促進

- 第25章：科学的知見を増大させる国家戦略の創造
- 第26章：持続的で統合された海洋観察体制の達成
- 第27章：海洋インフラと技術発展の向上
- 第28章：海洋のデータと情報体制の現代化

第VIII部 グローバルな海：国際政策への米国の参加

- 第29章：国際海洋科学及び政策の向上

第IX部 前進：新国家海洋政策の実施

- 第30章：必要な資金と可能性のある資金源
- 第31章：勧告の要約

第X部 附録（報告書本体に印刷されるもの）

- A. 2000年海洋法（Oceans Act of 2000）
- B. 頭文字の一覧
- C. 「海の近くに住み海から暮らしを立てる」
Charles S. Colgan
- D. 連邦の海洋及び沿岸関係審議会、委員会、理事会、法及びプログラム一覧
- E. 連邦の海洋関連活動を調整するために提案された組織
- F. 海洋及び沿岸事案に管轄を持つ議会の委員会及び小委員会
- G. 米国海洋政策審議会の勧告に伴うコストの詳細内訳

第I部第3章から第IX部第30章までを対象に行なった概略評価結果を以下に示す。「評価の視点」は評価を担当した有識者が設定したもので、統一したものではないことを付記しておく。また、評価は次のような基準でおこなっている。

◎	そのまま我が国にも当てはまる
○	趣旨を考慮すべき
△	わが国には当てはまらない
×	扱うべきではない

なお、第18章「海洋ゴミの削減」および第22章「持続可能な海洋養殖の道筋を定める」については、時間的な問題もあり次年度に評価を行なうこととした。

1) 第3章：国としての視野の設定

評価の視点	評価	関係する勧告	コメント
第3章全体として	◎	—	<ul style="list-style-type: none"> — 理念 (pp.32-33 Building Ocean Policy of Sound Guiding Principles) は、間違いなくその通りである。 — 生態系にもとづく管理と国家間の協調を全面に出したことは、意味深いし妥当。 — 予防原則を施策立案と海洋管理に取り込もうとしている姿勢は評価できる。(p.36, 37) — 理念に付け加えるならば、次世代 (将来) に難問と禍根を残さない政策の策定を提言する。 — 国民の価値観、環境問題と生物多様性保全への見方、国際関係、漁業資源、科学技術の進歩等、この十数年の著しい自然と社会の変化にも関わらず、我国の海洋政策については、総體的な見直しがなく、現実の問題の対処に追われているものが多い。関係各省市間の意識が異なり、対立する主張についての調整は、先送りのものになりがちで、必ずしも将来を見通したものではない。 — 総合的な海洋政策の策定と行政機構の整備の必要性は「海洋管理研究会」の提言に盛り込まれている。 — わが国でも、ある問題に関係する省庁および法規を全て抽出し、政策の矛盾点、争点を洗い出し、調整する必要がある。
望ましい海洋・沿岸海域の将来像	○		<ul style="list-style-type: none"> — 望ましい将来像を冒頭に提示するやり方、およびその内容はすべて参考になる。内容は、①きれいで安全な海と沿岸域、その持続可能な形での管理、②生態系の境界に従った管理、③良質な情報、④より良い教育、⑤世界のリーダーかつ重要なパートナー。
指導原則	◎		<ul style="list-style-type: none"> — 13の指導原則が掲げられているが、わが国にとっては特に次のものが有用：stewardship 概念、陸・海・大気間の相互関連、生態系基盤の管理、生物多様性の保全、利用可能な最良の科学情報、参加型ガバナンス。
政策策定の指導的概念	◎		<ul style="list-style-type: none"> — ①生態系基盤の管理、②意思決定の基盤となる科学の強化、③効果的海洋ガバナンス、④教育の重要性、はすべてわが国にとっても重要。

2) 第4章：海洋のリーダーシップと調整の改善

評価の視点	評価	関係する勧告	コメント
国家海洋会議 (NOC)	○	<p>4-1.連邦議会は、国家海洋会議(NOC)及び連邦政府以外の代表で構成される海洋政策大統領諮問委員会を大統領府に設置し、海洋及び沿岸に関する連邦政府のリーダーシップ及び連携を強化すべきである。連邦議会が両機構の法制化を進める間、大統領は、大統領令により両機構を設置するとともに、大統領補佐官を国家海洋会議の議長に任命して、統合国家海洋政策の実施に即着手すべきである。</p> <p>4-2.国家海洋会議は、海洋及び沿岸問題に十分な注意を払い、適切な国家目標及び政策を策定して実施を指導し、連邦政府の多数の海洋及び沿岸担当省庁の連携を図るべきである。国家海洋会議は、大統領補佐官が議長を務め、海洋に関連する責務を担うすべての閣僚及び独立機関の長官で構成すべきである。</p>	<p>－日本財団の政策提言ならびに海産物報告書の提言および「わが国の海洋政策に関する一試案」(Ship & Ocean Newsletter No.96参照)にあるように、わが国では「海洋関係閣僚会議」の創設が望ましい。</p> <p>－自民党海洋権益WTでも同様の提言がなされて、これに対して政府は、最近設置した大陸棚関係の省庁間連絡会議を改編する形で「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」(局長級)を設置したが、これに対してどのように声をあげるのが肝心ではないだろうか。また、海洋関係の省庁間連絡会議が複数存在する現在の行政機構についてどう考えるのか問題ではなからうか。</p>
大統領補佐官	×	(同上)	<p>－日本にも最近では首相補佐官が設置される例があるが、日本財団の政策提言はかにもあるように、わが国では、「海洋担当大臣」の設置が必要。しかも当面は国土交通大臣をこれに任ずるようにするのが私は適当と考える。</p>
生態系に基づく管理原則	○	<p>4-3.国家海洋会議は、生態系に基づく管理体制への移行にあたり、生態系に基づく管理の原則を採用し、連邦政府機関を支援すべきである。</p>	<p>－「生態系に基づく管理原則」は結局のところ、海洋政策の最高理念をどのように考え、どのように表現するかを検討する際に“考慮すべき”(参考にすべき)指摘だが、わが国としてこれと同じく最高理念として掲げるかどうか、ほかに掲げるべき最高理念があるのではないか(例：EEZ&大陸棚の国家的調査の推進)など、多くの論議が必要ではないか。</p>

項目	評価	関係する勧告	コメント
海洋政策大統領諮問委員会	○	<p>4-5.連邦政府外の個人及び組織の意見及び情報を得るための正式な組織である海洋政策大統領諮問委員会は、海洋及び沿岸政策問題について大統領に助言すべきである。大統領は諮問委員会に対して、海洋及び沿岸問題に精通した経験の深い連邦政府外の人々を代表者に選ぶよう命令すべきである。</p> <p>4-9.国家海洋会議は、既存の海洋関連評議会及び委員会すべてを検討し、現行の有用性及び報告体制について勧告すべきである。</p>	<p>一行政機関以外のメンバー構成による助言機関だが、わが国では科学技術・学術審議会海洋開発分科会がこれと同種の位置付けにある。しかし、首相直属ではない。旧海洋開発審議会=現海洋開発分科会を今後どうすべきかが肝心。その際にも、海洋関係で多数ある審議会等との関係をどうするかを検討しなければ実効性あるものにならないのではなからうか。</p>
海洋政策局	○	<p>4-6.連邦議会は、大統領補佐官、国家海洋会議、海洋政策大統領諮問委員会を支援する海洋政策局(Office of Ocean Policy)を設置すべきである。スタッフの支援を直ちにを行うため、大統領は、国家海洋会議の設置を命じる大統領令に海洋政策局の設置も加えるべきである。</p>	<p>一日本財団の提言にあるように、わが国では、内閣府に専従スタッフを置く「海洋政策統括室」の創設が望ましい。ただ、その所掌業務（責任範囲と権限等）も行政サイドでの検討のみに委ねるのではなく積極的な提案をしてゆくの望ましいであろう。</p>
その他の体制	—	<p>4-4.国家海洋及び沿岸政策については、指定された大統領補佐官がリーダーとして支援すべきである。大統領補佐官は、国家海洋会議の議長と海洋政策大統領諮問委員会の共同議長を務め、連邦政府機関の行動を調整し、地域、州、地方の関係者を参加させる国家海洋会議の活動を指揮すべきである。</p> <p>4-7.連邦議会は国家海洋会議と協力して、海洋観測、業務、施設、教育を海洋研究ミッションに統合するため、米国海洋パートナーシップ法を改正すべきである。また、全米海洋研究指導(者)評議会の強化及び拡充を行うため、海洋科学・教育・技術・業務委員会に名称変更すること。改正米国海洋パートナーシップ法には、海洋科学・教育・技術・業務委員会は国家海洋会議に直属し、科学技術政策局長が議長を務めることを明記すべきである。</p>	<p>一勧告 4-4 の議長や委員構成については、わが国と国情が違いうので、わが国はわが国にとって望ましい方向で考えればよい。</p> <p>一勧告 4-7 にある海洋の科学・教育・技術・業務を一括して NOC 直属にするとなっているが、わが国では、総理が議長を務める総合科学技術会議で海洋の科学&教育の側面のみを取り上げさせることの功罪を慎重に検討すべきではないか。つまり海洋関連産業振興、総合海域利用促進などの政策と切り離してもいいかどうか、仮に切り離すとしても、産業……の方はどうするのか。</p>

3) 第5章：地域的アプローチの推進

項目	評価	関係する勧告	コメント
地域的取り組み	—	5-2.連邦議会は地域海洋情報プログラムを全国的に確立し、海洋及び沿岸管理の改善を図るために連携を強化し、海洋／データ収集／科学に基づく情報製品／アウトリーチ活動に対して地域の優先順位を設定すべきである。地域海洋情報プログラムは直ちに設置すべきであり、任意の、そしてより複雑になる可能性がある地域海洋会議設置プロセスとは独立して行うべきである。	— 地方海洋会議の設置については、わが国では一律に真似るのではなく、これも日本財団の政策提言等にあるように、三大湾や瀬戸内海など重点的な半閉鎖性海域について、BAY AUTHORITY 的な体系的政策策定と実行が出来る体制を整備するのが望ましいのではないか。

4) 第6章：連邦水域における管理の調整

項目	評価	関係する勧告	コメント
生態系に基づく海洋管理	—	6-2.連邦議会は国家海洋会議及び地域海洋会議と協力して、すべての海洋利用に対してバランスのとれた調整を図るための指針を示す、生態系に基づく海洋管理体制を確立すべきである。連邦議会は、必要に応じて新たな海洋管理体制の原則と完全に統合し、その原則に基づき包括的な単一の海洋ガバナンス専用の総合的機構の必要性を認識すべきである。生態系に基づく海洋管理体制には、新たに発生してくる活動を組み入れるプロセスと、当該活動から生ずる資源地代(rent)の妥当な一部が社会に還元される政策が含まれるべきである。	— 「生態系に基づく海洋管理」を海洋の総合的管理的指導理念としている点は重要な参考になると思われる。わが国でも個別法ごとの海洋管理が行われており、それを統合する総合的管理をなすべきだとの主張が強まっているが、最大の問題は、個別法の実現しようとするさまざまな価値を、総合的のどのように秩序付けるか、それを導く基本理念が何かを決めたいことである。アメリカでこのような考え方が出されていることは日本において重要な参考となる。 — 海洋資源利用 Rent の社会還元制度の創設は、理念としては望ましいが、日本における主要な海洋資源利用である漁業を考えると、過去のさまざまな経緯を考えると、実現はなかなか難しいと思われる。
海洋保護区	—	6-3.国家海洋会議は、海洋保護区の効果的な設計及び導入のための統一的プロセスにつながる国家の目標及びガイドラインを策定すべきである。海洋保護区は、利用可能な最善の科学情報に基づいてこれを指定し、継続的な環境保護及び社会経済的效果を確保するために定期的に評価、監視、修正すべきである。	— 海洋保護区の設定の提言は日本財団提言にもあるが、既存の各種の区域指定制度との調整が重要。そのためにも生態系に基づく海洋管理の理念によって個別実定法制度を統合的に管理する基本的な秩序付け、ないしはその手続の整備が必要。

5) 第7章：連邦機関組織の強化

項目	評価	関係する勧告	コメント
第7章全体として	—	<p>7-1.連邦議会は、米国海洋大気庁(NOAA)の設立及び任務を成文化する基本法を可決すべきである。この基本法では、NOAAの構造が、生態系に基づく管理の原則及び3つの主要機能(アセスメント・予測・運営、資源管理、研究及び教育)との整合性を保つようにするべきである。</p>	<p>— 行政制度の変革はそれぞれの国の事情の中で考えるべき問題で、アメリカの制度がそのまま参考にはならない。大統領制の国と議院内閣制の国の違いは大きい。日本の海に関する行政組織の変革に関する提言は、日本の状況を考慮したものであるべきと考える。日本財団の提言が基礎となろう。</p>

6) 第8章：生涯海洋教育の促進

項目	評価	関係する勧告	コメント
第8章全体として	◎		<ul style="list-style-type: none"> -米国の勧告には、理科、数学の基礎学力レベルの向上の必要性が強調されている。それ以外は、「海洋管理研究会」からの提言6で網羅されている。 -我国では義務教育に海に親しむ教育がないに等しい。学校からは臨海学校がほとんどなくなったし（リスクを伴う危険な場所として学校が回避）、家庭でも海に子供たちを連れて行く機会が減少した。 -海について教えることのできる教諭があまりいない。教育者養成課程の充実が求められる。 -自国の海洋管理政策者に必要な助言を与え、種々の計画に対応できる研究者の育成確保は途上国だけでなく、先進国でも必要である。 -大学、大学院レベルでは、野外研究に携わるひとがすくなくなくなり、実際に海に出て自然現象を観察しようとする研究者が、人や研究助成金の獲得などで不利になる傾向が生じている。 -海のレジャーはスポーツが中心で、自然観察の指導や案内のできる人材が不足している。
国家海洋教育局の設置	○	8-1.国家海洋会議は、海洋科学・教育・技術・業務委員会の下に Ocean.ED という国家海洋教育局を設置し、連邦政府の取り組みの調整、自然及び社会科学の教育的成果の向上、海洋意識の向上を図るべきである。	<ul style="list-style-type: none"> -海洋に関連する幅広い学内・学外教育を全般的に調整する機関が必要。その設置場所は、わが国の事情にあわせて決定する。
海洋関連教育プログラム等の有効性評価の枠組み策定	◎	8-4.海洋教育局(Ocean.ED)は、海洋関連教育プログラム、海洋を基礎とする K-12(幼稚園から高校まで)教育専門家育成プログラム、海洋に関連した実例を K-12 教育に組み込むためのベスト・プラクティス、及び一般市民教育プログラムの有効性を評価するための枠組み作りを主導すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> -国家海洋教育局に似た機関が、学校教育、専門家養成、一般市民教育などのプログラムを全般的に検討・評価することが必要。

項目	評価	関係する勧告	コメント
教育界と研究界とのより強力な関係構築	◎	8-7.海洋教育局は学術機関及び地方の学区と協力して、研究界と教育界とのより強力かつ効果的な関係構築を促進し、教員及び教員養成に携わる教員の専門能力開発の機会を拡大すべきである。NOAA、全米科学財団、米国防空宇宙局は、確実に安定した資金提供を行うことにより、このような取り組みを支援すべきである。	一海洋教育局に似た機関が、教育界と研究界両者の間の効果的な関係構築を促進し、教員および教員養成に携わる教員の専門的能力開発の機会を拡大することが望ましい。
海洋教育における文化的側面の重視	◎	8-8.海洋教育局は、学区、高等教育機関、水族館、科学センター、博物館、民間研究所の連携を図り、バーチャルな手段と実地、研究室及び海上における体験の両方を通して、学生が海洋環境を調査する機会をさらに開発すべきである。海洋教育局は、海洋中心教育プログラム及び教材が文化的相違及びその他の人間の多様性を示す側面を認識し、あらゆる文化や経歴の学生及び教員に海洋問題に触れさせるプログラムとなるようにすべきである。	一海洋教育局においては社会的・文化的相違や人間の多様性の面もより重視すべきである。
海洋科学入門講座の社会科学系教育への導入	◎	8-9.NOAA、全米科学財団、及び米国防空宇宙局は、海洋科学入門課程を推進して、このような分野を学生(理工系以外の学生も含む)に紹介する(expose)上で大学を支援すべきである。	一自然科学系のみならず、とくに社会科学系大学生に海洋科学の基礎的知識を広めることは、一般社会人の海洋問題の理解向上に役立つ。
全国海洋関連労働者人口のデータベース作成	○	8-11.NOAA及び米国防空宇宙局は、全米海洋労働人口データベースを作成し、国家海洋会議の海洋関連人的資源の育成及び必要性に関する動向について年次報告書を編纂すべきである。この取り組みには、進路決定を手助けし、進路指導を受けられるようにし、雇用者や指導カウンセラーなどが海洋関連の仕事に学生を引きつける効果的な戦略を策定することができるようにするための情報センターも加えるべきである。海洋教育局は、5年ごとに海洋労働者サミットを開催し、海洋教育と海洋関連従事者のニーズの整合を図るべきである。	一海洋教育局に似た機関は厚生労働省とともに、海洋関係の労働者に関するデータベースを構築し、情報センターを設置し、必要ない人的資源の動向の分析、中長期的政策の策定などに活用すべきである。

項目	評価	関係する報告	コメント
大学・大学院における研究・教育の革新	◎	8-12.NOAA は、国立衛生研究所(National Institutes of Health)のモデルに倣って国家海洋教育及び訓練プログラムを教育及び持続可能な開発局(Office of Education and Sustainable Development)に設置し、大学学部、大学院、博士課程レベルにおいて多様かつ革新的な海洋関連教育の機会を提供すべきである。	ー海洋関連分野の大学・大学院および博士課程終了後の多様にして革新的な研究・教育を拡充すべきである。
地域社会教育強化のためのアウトリーチ・プログラムの推進	○	8-16.海洋教育局は他の関係機関と協力して、地域社会教育を強化するための適切で利用しやすい情報及びアウトリーチ・プログラムを開発し実施する仕組みに関して、既存のものを強化し、さらに新たな仕組みを確立すべきである。	ー海洋教育局に似た機関は、地域社会のあらゆる団体と協力して、海洋問題についての非公式教育や情報提供、アウトリーチ・プログラム等の開発・実施を推進すべきである。

7) 第9章：海岸とその流域の管理

項目	評価	関係する報告	コメント
第8章全体として	ー	9-1.連邦議会は、沿岸諸州の計画立案及び調整能力を強化し、沿岸諸州が沿岸流域に集中し、より効果的に成長を管理することができるようにするために沿岸域管理法(Coastal Zone Management Act)を再認可すべきである。改正法には、資源アセスメントの要件、測定可能な目標及び成果基準の設定、プログラム評価の改善、高い成果に対する報奨策及び怠慢抑止策、沿岸流域を含める境界の拡大を盛り込むべきである。	ー連邦と州というアメリカと日本の事情は決定的に違うが、日本でも地方分権の流れの中でさまざまな行政権限が国から地方に移管されている状況を考えれば、今ままで以上に地方自治体の役割は大きくなる。日本でも地方中心の沿岸域管理体制の強化が重要課題で、日本財団提言3-2の議論を進化させることが重要である。

8) 第10章：自然災害から人々と財産を守る

項目	評価	関係する勧告	コメント
防災事業の見直し	◎	10-1. 国家海洋会議は、ピア・レビューにより沿岸プロジェクトの費用便益分析結果の妥当性を確保し、一般市民への透明性を高め、沿岸プロジェクトの影響を緩和する要件を課し、より広範な沿岸計画立案活動と当該プロジェクトの調整を図るために、米国防務省と米陸軍工兵隊土木工事業プログラムを見直して、その変更を勧告すべきである。	一 国のレベルでは、海岸および海洋土木事業を環境影響の低減、費用対効果分析の観点から見直す同様の取り組みが国でも行われている。事業の透明性確保の観点からもわが国で同様の施策が国および地方公共団体で必要である。
データの収集	◎	10-2. 国家海洋会議は、連邦緊急事態管理庁の主管のもとに、州及び地方政府及び関係連邦政府機関の代表で構成するタスクフォースを設置し、危険関連データの収集及び有用性の向上を図るべきである。	一 国が指導性を持ち、国の機関、地方公共団体、その他に働きかけて災害データの収集、使用性を向上させる必要がある。国土交通省が主導している東京湾環境データセンターのように、データの共有化の動きは既にあるが、今後さらに加速する必要がある。
洪水保険プログラム(NFIP)の改正	○	10-3. 国家海洋会議は、沿岸の災害度の高い地域における建設の明確な抑制策を策定し、自然災害に対する脆弱性の緩和策を実施し、未開発の氾濫原及び浸食地区の開発をやめさせる強制力のある仕組みを構築するために、全米洪水保険プログラム(National Flood Insurance Program)の改正を勧告すべきである。	一 わが国では強制力のある洪水保険プログラムはまだ無いため、今後の検討を行うべき状況にある。特に災害リスクを算定して公表することにより、リスクを無視した住宅開発などを抑制することができるとは注目している。これまでも無秩序な開発が災害リスクを高める点が指摘されてきたが、これを抑える有効な手段が無かった。
地域災害低減計画の立案	◎	10-4. 連邦議会は、連邦緊急事態管理庁(Federal Emergency Management Agency: FEMA)の要求事項に合致する防災計画を作成するために、州及び地方機関に対する財政及び技術支援を強化すべきである。国家海洋会議は、連邦政府の災害関連財政及びインフラ支援を連邦緊急事態管理庁承認の州及び地方機関の防災計画実現と結び付ける機会を明確にすべきである。	一 国が補助金等を活用して、地域の防災計画が速やかに立案されるように勤めるべきである。すでにハザードマップなどの作成が始まっているが、この動きを加速させる必要がある。高潮、津波災害に対するハザードマップは着手しているが完成していない。また、リスクマネージメントの立場から災害低減計画を立案する必要がある。

9) 第 11 章：沿岸生息地の保全と回復

項目	評価	関係する勧告	コメント
<p>第 11 章全体として</p> <p style="text-align: center;">◎</p>		<p>11-1. 連邦議会は沿岸域管理法を改正し、専門の沿岸及び河口域保全プログラムを承認すべきである。このプログラムの実現のため、各州の沿岸管理プログラムは最重要沿岸生息地を特定し、保全に積極的な土地所有者間の協力関係確立計画を作成すべきである。</p> <p>11-2. 国家海洋会議は、海洋及び沿岸生息地の保全及び再生活動のための国家目標を策定し、連邦政府の関連活動すべての調整を図るべきである。地域海洋会議及び地域海洋情報プログラムは、生息地の保全及び再生の必要性を明確にし、国家の目標と整合性のある地域の目標及び優先順位を設定すべきである。</p> <p>11-3. 連邦議会は、連邦政府機関が生息地保全及び再生資金の一部を関連するアセスメント、監視、研究、教育を自由裁量によって使用できる権限の拡大を認める関連法を改正すべきである。</p>	<p>沿岸域の総合的管理が今ほど求められているときははない。沿岸管理に関わる省庁が多く、相互不干渉や総合的管理法制の欠如が問題の原因になっている。</p> <p>一 開発や防災の名目の下に、不必要な土木工事を進め、ここまで傷めてしまった沿岸域を如何に修復して行くか、沿岸管理への市民参加、ミチゲーションの制度化などを含めて、我国でも管理修復に関する議論をさらに進めて行く必要がある。</p> <p>一 現象や含まれる問題の複雑さ故に、沿岸問題は、ともしれば研究者から避けられる傾向がある。データや知見の充実のための真剣な取り組みが望まれる。</p> <p>一 アセスメントが制度の中で空回りしている。ただレポートをつくるだけで、真の沿岸域の保全につながらないケースが多い。</p> <p>一 開発・埋め立ての抑制が必要であり、利用されない造成地や不要な港湾が多い我国の現状を見直すために、本章に盛り込まれている内容は参考になる。</p> <p>一 日本の法制には山岳と海洋が生態系でつながっているという考えをもとにした沿岸域管理、保全の法制が全くない。例、砂防ダムの建設と海浜保全。</p> <p>一 Protecting the Nation's Wetlands: A Special Case (p.132)に関して、我国にはもともと wetlands が小さく、そのほとんどは既に残ってしまっただけで△。しかし、藻場・アマモ場は、まだ残っており、生物資源の維持管理、自然環境の保全、希少生物の育成などの上で極めて重要な生態系であるから、その管理修復については、Capt. 21 のサンゴ礁とともに、真剣に取り組む必要がある。</p>

10) 第12章：堆積物(Sediments)と海岸線の管理

項目	評価	関係する勧告	コメント
<p>国家レベルでの地域土砂管理の政策の立案</p>	<p>◎</p>	<p>12-1. 国家海洋会議は、経済と生態系の両面の必要性を考慮して、地域の土砂管理に関する国家戦略を策定すべきである。この戦略は、農業、浚渫、汚染物質排出、及び堆積物の流れや質に影響を及ぼすその他の活動が海洋環境に与える悪影響について検討すること、流域計画の作成に港湾管理者、沿岸計画作成者、その他の関係者を必ず参加させること、生態系に基づく管理の原則を堆積物に影響を及ぼす活動を許可する際の基盤にするよう義務づけることなど、いくつかの目標を達成すべきである。</p>	<p>一 地域における土砂の発生から移動、堆積にいたる過程を環境への影響を考慮して、戦略的に検討する必要がある。この取り組みは既に例えば国が管理する相模川流域で行われ、例えば県が管理する酒匂川などでも取り組みが始まっている。多くの場合に検討は現状の把握にとどまっており、今後はさらに戦略の立案へと歩を進めるべきである。</p>
<p>浚渫土処理の費用便益分析</p>	<p>△</p>	<p>12-2. 米国防軍工兵隊は、浚渫プロジェクトで選択する最低コストの処分方法には、浚渫物を再利用する選択肢やその他の処分方法について、あらゆる経済上及び環境上の費用と便益がより正確に計算され、反映されるようになりべきである。</p>	<p>一 現時点では、浚渫土が有効に利用されず、沖合に投棄される例もあり、まず有効利用の方法を検討するべき段階にある。したがって費用便益分析について検討する段階に達していないといえる。</p>
<p>政府機関による研究の強化と戦略策定</p>	<p>○</p>	<p>12-4. 米国防軍工兵隊 (U.S. Army Corps of Engineers: USACE)、NOAA、米国防環境保護庁 (U.S. Environmental Protection Agency)、及び米国防地質調査所 (U.S. Geological Survey) は、土砂管理の改善を図るためのアセスメント、モニタリング、研究、技術開発と強化する戦略を策定すべきである。連邦議会は、米国防軍工兵隊に対し、過去のプロジェクトの結果の監視及びその活動が沿岸流域及び生態系に与える蓄積的かつ地域的な影響についての研究を奨励するために、現行の認可及び資金提供プロセスを変更すべきである。</p>	<p>一 日本の研究機関の研究項目をこの方向で総合化する必要がある。わが国においては従来よりも政府研究機関間の研究交流の場は広がっているが、全体を拘束力のある戦略で導いていこうという動きは少ない。戦略を練るためには現状の把握とそれに基づく討論が必要で、これも既に始まってはいるが、動きを加速する必要がある。</p>

11) 第13章：海上での商業と輸送を支える

項目	評価	関係する勧告	コメント
海上輸送システムの主管官庁の指定	—	13-1.連邦議会は、米国運輸省を海上輸送システムに指定すべきである。米案及び監督の主管連邦政府機関に指定すべきである。米国運輸省は、同システムの状況及び将来のニーズに関する定期的な報告書を提出すべきである。国家海洋会議は、他の連邦政府機関の重複している機能を明らかにし、米国運輸省への当該機能移転の妥当性について勧告を行うべきである。	— 本来は、「海上輸送システム」という狭い観点からではなく、「海洋政策」という広い観点からの主管官庁について論じられるべきと考える。
海上輸送システム省庁間委員会の設置	—	13-2.連邦議会は海上輸送システム省庁間委員会を成文化し、これを国家海洋会議の監督下に置くべきである。同委員会は、米国海上輸送システムにおける参加者間の連携を強化し、他の輸送方式や他の海洋及び沿岸利用及び活動との統合を促進すべきである。	— 上記と同様に、「海上輸送システム」という狭い観点からの省庁間委員会ではなく、「海洋政策」という広い観点からの省庁間委員会の設置について論じられるべきと考える。
国家貨物輸送戦略案の策定	—	13-3.米国運輸省は、米国経済及び国際及び国内貿易の持続的成長を促すための新たな国家貨物輸送戦略案を作成すべきである。この戦略では、海洋輸送システムと交通インフラのその他の構成要素(高速道路、鉄道、飛行場など)との接続の改善を図るべきである。新戦略に基づいて、国家的に重要な複合プロジェクトの計画立案及び実施に向けての投資を行うべきである。	— 基本法あるいは法令で規定するのではなく、「審議会の答申」のような取り扱いになりむむものと考ええる。また、内容については、海上輸送を含むとは言え輸送全体の問題を取り扱っているため、「海洋政策」からは若干はみ出していると思われる。
short sea shipping の分析と評価の実施	—	13-4.米国運輸省は、沿岸及び近海航行船の増加の潜在的な社会的及び経済的利益の徹底分析及びアセスメントを実施すべきである。	— 基本法あるいは法令で規定するのではなく、「審議会の答申」のような取り扱いになりむむものと考ええる。
複合一貫輸送システムの能力強化	—	13-5.米国運輸省は、その他の適切な機関と協力して、全国的なデータ収集・調査・分析プログラムを設定し、米国の貨物の流れの全体像を示すとともに米国の複合一貫輸送システムの能力強化を図るべきである。米国運輸省は、米国海洋産業の将来的な成長のニーズを満たすために、港湾及び複合一貫輸送能力に対する米国の将来的なニーズを定期的に評価し、これに優先順位をつけるべきである。	— 基本法あるいは法令で規定するのではなく、「審議会の答申」のような取り扱いになりむむものと考ええる。また、内容については、海上輸送を含むとは言え輸送全体の問題を取り扱っているため、「海洋政策」からは若干はみ出していると思われる。

項目	評価	関係する報告	コメント
海上輸送における緊急事態対応の考慮	—	<p>13-6.米国運輸省は国家貨物輸送戦略の策定にあたり、米国土安全保障省及び連邦緊急事態管理庁と緊密に協力して、港湾保安その他の緊急事態対応要件を盛り込むべきである。この戦略は、国家安全保障及び港湾業務に対する脅威の予防、及び代替港湾能力の利用可能性についてのアセスメントなど、かかる事態の影響を抑える対応及び復旧策に重点を置くべきである。</p>	<p>—海洋政策というよりも、緊急事態対応という観点から論じられるべき項目であるが、海洋基本法に緊急事態対応に係る記述が設けられる場合には、本項目についても考慮する必要がある。</p>

12) 第14章：沿岸の水質汚染への取り組み

項目	評価	関係する勧告	コメント
	◎	14-1.米国環境保護庁(EPA)及び州は、栄養素汚染水域に流れ込む廃水処理工場からの廃水に対し、高度な栄養素除去を義務づけるべきである。さらに、家庭及び工業用化学薬品が廃水に与える影響の範囲の特性を明らかにするための積極的な取り組みを支援すべきである。	-これは経産省での工場排水規制やその他の地方自治体による規制などが含まれると思われるが、公的な規制を強めるべきであると言いう論旨は正しい。
	○	14-2.米国環境保護庁及び州は、地域社会による汚水処理システム及びその他の現地処理施設の許可、設計、設置、運用、維持の向上を促す技術及び財政支援を強化すべきである。州及び地方政府は、米国環境保護庁の協力を得て、汚水処理システムに関する効果的な建築基準法及び土地利用規制条例を採択し、定期的な保守のもたらすメリットに関する公教育を改善すべきである。	-東京など大都会での汚水処理システムをより高度化し、さらに地方で生活排水処理システムを整備するために技術および財政支援することは我が国にも当てはまる。しかし、公教育の項はあまり意義がはっきりしない。
	◎	14-3.米国環境保護庁及び米国農務省は、動物排泄物の栄養除去に関する研究に資金援助をし、動物排泄物より生じた栄養素及び病原体を農地に留めておく最善の管理方法をさらに改良すべきである。水質基準を満たす必要がある場合、州は大規模畜産経営体に対する規制管理を連邦政府の規制に加えて公布すべきである。	-我が国でも動物排泄物処理の問題は、次第に認識が大きくなっていく。現在、大規模経営の施設に関しては法規上の網がかかっているがその見直しや、小規模経営からの排泄物の処理は遅れている。法的整備及び資金援助を考えるべきである。
	○	14-4.米国環境保護庁は、州及び地方政府と協力して、今後数十年における受け入れ能力の増加及び処理の厳格化に対する要求を予測して、米国の現在の老朽化した不適切な廃水及び飲料水基盤のために、優先順位づけされた包括的長期融資計画を策定すべきである。	-趣旨は理解できる。特に生活排水処理を地方でも積極的に進めるべき。
	△	14-5.米国環境保護庁及び州は、水質汚染管理手段として、栄養素及び堆積物に関する取引可能なクレジットの実験を行い、当該プログラムの水質汚染削減に対する継続的な効果を評価すべきである。	-このような制度は現在の日本の実情にはそぐわないのではないかと

項目	評価	関係する勧告	コメント
	○	14-6.米国の環境保護庁及び州は、連邦汚染物質排出防止システムの情報管理システムの近代化を図るとともに、同プログラムの強制力を強化して、許可要件の遵守状況を改善し、効果的な継続的監視プログラムを開発すべきである。	-効果的な水質汚染に関する継続的な監視プログラムを開発することとは必要なこと。
	○	14-7.米農務省(USDA)は、その保全プログラム及び資金提供と米環境保護庁や NOAA のプログラムなどのノンポイント汚染削減を目指す他のプログラムとの調整を図るべきである。米農務省の天然資源保全局は、州の保全担当者が連邦政府及び州の水質管理機関や州の沿岸管理機関の代表と連携を図ることを要求すべきである。	-我が国の場合でも、ノンポイント汚染の削減を目指すプログラムが各省庁で独自に行われていることはありうる。これを各中央省庁および地方行政組織との該当プログラムの連携を強化すべきと書き換えればその趣旨はもつともである。
	○	14-8.国家海洋会議は、被害を受けたすべての沿岸流域のノンポイント汚染の大幅削減を国家目標として設定し、人間の健康及び生態系に基づき水質基準の達成に焦点を合わせた具体的な測定可能な目標を設定すべきである。国家海洋会議は、こうした目標を達成するために、連邦政府のノンポイント汚染プログラムすべての調整が確実に図られるようにすべきである。	-沿岸流域の水質基準を人間の健康および生態系の健全さを指標とした数値に設定することは、大きな進歩であるので、考え方としては取り入れるべきであろう。
	△	14-9.連邦政府によるノンポイント汚染対策の改善及び強化を図るため、連邦議会は水質汚濁防止法を改正して、NOAA の執行権限を有するノンポイント汚染プログラム(沿岸域再授権改正法 6217 条に基づいて設定)を米環境保護庁のインセンティブ型プログラム(水質汚染防止法 319 条に基づいて設定)の一部にすべきである。	-我が国でインセンティブ型プログラムがどのように機能するか不明。
	△	14-10.連邦議会は、州が独自の水質基準の達成に向けて有意な進捗をみせない場合に、水質汚染防止法及びその他の適用法に基づいて、連邦政府機関が財務的な怠慢防止策を課し、確実に行動に移させるための強制力のある管理手段を講じる権限を与えるべきである。	-これは我が国の場合、地方公共団体の規制がゆるい場合国による規制を強めてより強制力のある形で水質管理を行う趣旨であるが、我が国では、国の規制の強制力が強いので、その規制以下に地方公共団体がすることはまずない。逆に、地方でより厳しい規制をかけることも可能である。

項目	評価	関係する勧告	コメント
	◎	<p>14-11.米国の環境保護庁及びその他の適切な機関は、地方の土地利用に関する意思決定者に対し、沿岸水質を保護する適正な土地利用の決定を下す上で必要な知識と手段を提供するアウトリーチ・プログラムを増やすべきである。州及び地方政府は規則及び条例を改正して、土地利用の計画立案及び意思決定にあたっては、洪水への影響など、開発が水質に与える個別の影響や累積的影響を念に検討することを要求すべきである。</p>	<p>一もっともな勧告である。地方の行政組織に統合的な沿岸管理の考え方を普及させる努力を我が国でも早急にすすめるべきである。</p>
	○	<p>14-12.米国の環境保護庁は、州及び地方政府と協力して、洪水管理プログラムが包括的なアプローチに基づいて策定されるようにすべきである。包括的なアプローチには、最善の管理方法を義務づける規則及び条例、法的要件の実施の強化、目標及び州の水質基準の達成状況を判断し、現行の問題点を明らかにするための監視、活動が効果的に実施され、必要に応じて最善の管理方法が修正されるようにするための順応的管理アプローチ、公教育の改善、洪水管理プログラムの導入及び実施に十分な資金及び人材などが含まれる。</p>	<p>一我が国では、国交省が基本的に河川の洪水管理プログラムを策定しており、その意味では包括的なアプローチがすでになされている？ (中・小河川は地方公共団体の管轄であるが同じような法的規制がかかっていると理解している)</p>
	△	<p>14-13.米国の環境保護庁、州、及び流域組織は、特に大気降下物が発生源から離れた州の水域に影響を及ぼす場合の地域的な大気降下物管理体制を検討すべきである。</p>	<p>一我が国では、河川の流域がせまく、かつ水源から河口までの到達日数が短いため大気降下物による河川の水質汚染はまだ研究段階であろう。</p>

13) 第15章：全国的モニタリングネットワークの創設

項目	評価	関係する勧告	コメント
水質監視ネットワークの構築	-	14-1.NOAA、米国地質調査所、及び米国環境保護庁は、その他の適切な機関と協力して、大気降下物の監視を含む既存及び計画中の監視活動の調整を図る全米水質監視ネットワークを構築すべきである。このネットワークには、長期的に水質の傾向及び状態を評価するのに欠かせない重要なステーション及び測定に対して連邦政府が資金援助するというバックボーンを含めるべきである。	一わが国にも同様のネットワークをより強固に作り上げる必要性がある。国土交通省が主導している東京湾環境情報センターなどはこの先駆的試みと位置づけられる。全国をカバーするために、地域によって国が直轄でデータを集める必要もある。この中には海岸、海洋の観測システムも含まれる。
データ監視項目の効果的な展開	-	14-2.NOAA、米国地質調査所、及び米国環境保護庁は、その他の適切な機関と協力して、全米水質モニタリングネットワークに次の要素を確実に含めるようにすべきである。すなわち、利用者のニーズを満たし管理の成功度を評価する明確に定められた目標、必要に応じて他の変数も測定することができると地域の柔軟性をもった測定すべき中核的変数セット、モニタリングの場所、方法、及び時期を明確にし、時間的及び空間的尺度、確率的及び固定ステーション、ならびに有害因子及び影響を中心とした測定などの構成による全体的システム設計、標準的手順及び技法を確立する技術的調整、及びモニタリングネットワークの定期的な見直しと必要に応じた修正である。	一観測項目の効果的な構成について検討し、修正する。それぞれの機関あるいは大学、地方公共団体が現有するデータ監視項目は既に多岐にわたっており、他機関のデータと比較検討しながら今後の展開を考える必要がある。
データの使用性の向上	-	14-3.NOAA、米国地質調査所、及び米国環境保護庁は、その他の適切な機関と協力して、水質監視データが時宜に即した有用な情報製品に確実に変換されるようにすべきである。その情報製品は、一般市民も利用しやすく、統合海洋観測システムから得たデータに結び付いていないればならない。	一国の機関が収集した観測データを、政策決定者や公共の使用に耐えるように公開していくことは、施策の展開に重要である。その際、データの識別がデータ取得者以外の人も容易に行えるように、XML形式を用いたメタデータの作成を義務付けるなど、使用性の向上を図る必要がある。また、データの流通性を向上させるために、クリアリングハウスを設定するなどの施策が必要となる。使用性、流通性向上により環境団体、NPO によるデータ使用が可能になると、公共事業に関する合意形成が円滑に進んでゆく可能性もある。

14) 第16章：船舶起因汚染の削減と船舶の安全性の向上

項目	評価	関係する報告	コメント
	○	<p>16-3.米国は、他の諸国と協力して、旗国の責任と義務の概要を示す規定を作成し、任意による監査体制を確立することにより、旗国の監視及び執行を強化するためのIMOにおける活動を推進すべきである。</p>	<p>一旗国による船舶の監督・執行が必ずしも十分でない現状の中で、旗国の責任と義務の概要を示すコードの履行、旗国の行動を評価するための強制的な外部監査制度の採用に先立つ任意的な監査制度の履行など、旗国の監督と執行を確保するためのIMOの努力を促進するため、わが国も諸外国と共に行動することが望ましいと考えられる。</p>
	○	<p>16-4.米国沿岸警備隊は、他の諸国と協力して、IMOの下でポート・ステート・コントロール・プログラムの強化及び調和を図るための恒久的な仕組みを確立すべきである。米国沿岸警備隊は、ポート・ステート・コントロール活動の効果を高めるために利用することができる国際船舶情報データベースを支援するために、持続的に資金提供を行うべきである。</p>	<p>一従来から米国は入港国のコントロール体制を強調してきたが、世界的な船舶所有者・旗国の監督責任の欠如に鑑み、入港国権限が重要性を増す中で、わが国も、他の諸国と協力して、IMOの下でポート・ステート・コントロール体制を強化・調和させる恒久的な仕組みを確立する努力をすべきである。</p>
	○	<p>16-13.米国沿岸警備隊は、石油流出対応関係グループと協力して、米国の避難場所に関する包括的な政策指針及び緊急時対応計画を策定すべきである。同計画では、意思決定の権限と責任を明示し、避難場所を求めている船舶の組織的かつ迅速なアセスメント及び対応について規定すべきである。</p>	<p>一米国沿岸警備隊は避難場所 (places of refuge) に関する包括的な政策指針と緊急時対応計画を策定すべきこと、及び同計画では、意思決定の権限と責任を明示し、避難場所を求めている船舶の組織的かつ迅速なアセスメント及び対応について規定すべきであることが勧告されているが、わが国でも、PRESTIGE号事件などの経験からIMOで作成されたガイドラインに沿って、同様な検討を行うことが必要であろう。</p>
	○	<p>16-15.国家海洋会議は、米国沿岸警備隊と緊密に連携して、海事分野の意識を高めるイニシアティブを策定及び実施し、沿岸及び海洋管理のあらゆるニーズに対して効果的な支援を確実に提供すべきである。</p>	<p>一国家海洋会議は、米国沿岸警備隊と緊密に協力して、海事分野の意識を高めるイニシアティブを策定・実施し、沿岸及び海洋管理のあらゆるニーズに対して効果的な支援を確実に提供すべきことが勧告されているが、このような包括的なアプローチはわが国においても不可欠なものになると考えられる。しかし、わが国においては、それらを総合的に策定・実施する体制が十分でないところに問題がある。</p>

15) 第17章：侵入種の拡散防止

項目	評価	関係する勧告	コメント
<p>第17章全体として</p> <p style="text-align: center;">◎</p>		<p>17-3. 国家海洋会議は、水棲有害種タスクフォース及び全米侵入種評議会と協力して、予防の重要性についての一般の認識を高めることを目的に、水棲侵入種に関する一般市民への教育及びアウトリーチ活動の調整を図るべきである。</p> <p>17-5. 国家海洋会議は、連邦政府、地域、州の乱立する海棲侵入種管理プログラムの見直し、調整、合理化を行うべきである。最低限の費用で侵入の可能性を最小限に抑える、故意及び過失による種の持ち込みに関するリスク評価及び管理方法を策定するために、調整のとれた計画を実施すべきである。</p> <p>17-6. 米国は、外来水棲種の持ち込み及び定着を最小限に抑えるための条約、協定、政策の策定に国際的に取り組むことにより、外来水棲種の蔓延を抑制するための国際的な活動で主導的な役割を果たすべきである。</p>	<p>国際的な問題であり、海運国である我国に関わる（加害者、被害者の両面で）部分が極めて大きい。</p> <p>環境保全、生物多様性保全、運輸貿易、港湾施設および造船技術開発等の各面で、関係省庁や業界の主張や利害が対立するから、総合的な法制整備が必要。</p> <p>科学面では我国が先行している分野を含む（例、渦鞭毛藻類の分類学）が政策にはあまりいきっていない。</p> <p>外来種の移入は日本の場合、バラスト水の問題はかなり意識されているが、水産養殖と観賞用生物の取り扱いでは、効果的な法的規制はほとんどない。関係省庁間の法制整備と調整が望まれる。</p> <p>この問題は、日本が国際的なリーダーとして取り組み、問題の解決と法制の整備に貢献できる分野である。</p>

16) 第19章：持続可能な漁業の達成

項目	評価	関係する勧告	コメント
VMS の最大活用	○	<p>19-19.米国海洋漁業局は、地域漁業管理委員会、米国沿岸警備隊、及びその他の適切な機関と協力して、船舶監視システム(VMS)を漁業関連活動のために最大限活用すべきである。そのためには、乗合及び貸切遊漁船も含め、連邦政府漁業計画の下で許可を得ているすべての商業漁船に対して双方向の通信機能を備えた船舶監視システムの段階的導入を義務づけること、違反の可能性を監視し、これに対処する担当者に役立つ VMS 機能を採用すること、及び VMS の導入で大きなメリットが望める州の漁業を特定することが必要である。</p>	<p>—遊漁船も含む漁業関連活動の監視のため、船舶監視システム(VMS)を最大限に活用すべきである。</p>
国連漁業資源協定の批准	◎	<p>19-23.米国国務省は、その他の適切な機関と協力して、国連公海漁業実施協定(Fish Stocks Agreement)及びFAO 遵守協定(Compliance Agreement)を批准するようすべての諸国に促すべきである。特に米国は、他国が上記協定に批准した場合、その国が米国の排他的経済水域内で漁業資源を捕獲できることを条件として設けるべきである。米国及びその他の署名国は、すべての国に上記協定の批准及び施行を促す奨励策を策定すべきである。</p>	<p>—わが国は当初国連漁業資源協定の批准に反対していたが、水産庁内部でも批准のメリットを認める意見が増えている。EC も含む主要国がすべて加入しているこの協定に早期批准すべきである。</p>
FAO の責任ある漁業のための行動規範の実施	○	<p>19-26.海洋関連国際政策の策定及び実施を担当する国家海洋会議の国際委員会は、他の諸国に対して国連食糧農業機関(FAO)の責任ある漁業のための行動規範(Code of Conduct for Responsible Fisheries)及びその他の行動計画(Plans of Actions)の採用を奨励する最も効果的な方法を特定するためのプロセスを開始し、米国国務省及び国家海洋会議にその結果を提供すべきである。</p>	<p>—FAO 総会で採択された FAO 行動規範の多くの部分はわが国では実施済みであるが、他の国の模範とするためにも、国内実施のための策を講じるべきである。</p>

17) 第 20 章：海産哺乳動物と絶滅に瀕する海洋種の保護

項目	評価	関係する勧告	コメント
海洋哺乳動物に関する勧告	△		第 20 章のすべての勧告はわが国に当てはまらない。

18) 第 21 章：サンゴ礁とそれを取り巻く群集の保全

項目	評価	関係する勧告	コメント
第 21 章全体として	◎	<p>21-1.連邦議会は、サンゴ生態系の研究、保護、再生を対象とするサンゴ保護管理法(Coral Protection and Management Act)を可決すべきである。この法律は、主として NOAA 及び米国サンゴ礁タスクフォース(U.S. Coral Reef Task Force)による地図作製、モニタリング、研究に支援を提供するべきものである。</p> <p>21-4.米国サンゴ礁タスクフォースは、サンゴ礁生態系に関する重要な研究及びデータのニーズを明確にすべきである。このようなニーズを政府機関の研究資金調達の方針とし、統合海洋観測システムの設計及び実施に取り入れられるべきである。</p>	<p>—先進国の中で大きなサンゴ礁を持っている国は日本とオーストラリアだけであるのに、その存在が沖縄および周辺に限られているためか、我が国のサンゴ礁への関心は官民とも低い。米国がこれほど高い関心を示している例は、我が国への警鐘にもなる。</p> <p>—サンゴ礁の保護・保全については国際サンゴ礁イニシアチブで国際的にも取り組まれている。しかし、農水省などいくつかの我が国の省庁は予想される利害の不一致から、取り組みに積極的ではないように見える。サンゴ礁の環境に関しても、沿岸開発や観光開発を重視する省庁・自治体の考えは、保全や修復を後押しするものばかりではない。見解と展望の統一と法制整備が必要だし、サンゴ礁保全のための研究助成の充実が望まれる。</p> <p>—2004 年 6 月に沖縄で行われた国際サンゴ礁シンポジウムではサンゴ礁の保全を訴える沖縄宣言が参加者全員の合意で出された。</p>

19) 第23章：海と人の健康を結ぶ

項目	評価	関係する勧告	コメント
	◎	<p>23-1.NOAA、全米科学財団、国立環境衛生科学研究所、及びその他の適切な機関は、競争的に付与される助成金と連邦政府指定センターの支援の両方を通して、海洋生物の進化、生態学、化学、分子生物学の学際的研究を奨励し、潜在的な海洋バイオ製品を発見し、実用的な複合物を開発するための研究開発活動の拡大を支援すべきである。</p>	<p>海洋の生態系に従った海洋管理を進めていくという大前提は、正しいと考えられる。そこから必然的に生まれてくる海洋生物、特に従来漁獲の対象になっていない大部分の生物群集の総合的な理解を深めることが、生態系の管理にも必要であり、さらには、漁業以外の海洋生物の広範囲な利用に結びつく。</p>
	○	<p>23-2.NOAA、全米科学財団、国立環境衛生科学研究所、及びその他の適切な機関は、海洋微生物学及びウイルス学の研究活動の拡大を支援すべきである。</p>	<p>趣旨は理解できるが、海洋生物の研究は微生物、ウイルスに限らず生態系のキーストーン生物あるいは群集を中心に研究活動を拡大しその支援を行うべきであろう。</p>
	○	<p>23-3.NOAA、全米科学財団、国立環境衛生科学研究所、及びその他の適切な機関は、海洋及び有機体の病原体と化学的毒素のより優れた監視及び特定方法の開発及び実施を支援すべきである。</p>	<p>化学毒素および病原体と並んで、我が国では海洋、特に沿岸域における内分分泌攪乱物質の特定および監視における研究活動を強めることが重要。我が国はその蛋白源を大きく海洋資源に依存しており、この安全性の確保は極めて深刻な課題。</p>
	○	<p>23-4.連邦議会は、海洋及び人間の健康分野の研究及びモニタリング・プログラムの調整、監督、資金提供を行うため、複数機関にまたがる全国的な海洋及び人間の健康イニシアティブを策定すべきである。</p>	<p>海洋および人間の健康分野と言う領域設定が多少不明であるが、勧告 23-3 を併せて見ると、海洋汚染と生物資源を通じての人間の健康に対する研究およびモニタリングであろう。これは、人為物質の管理がなかなか進まない現在、自然系に頼ることが多い海洋での生物資源の安全を確保するために我が国でも重要な課題である。</p>

20) 第24章：沖合のエネルギーと他の鉱物資源の管理

項目	評価	関係する勧告	コメント
-	-	<p>24-1. 連邦議会は、国家海洋会議のインプットを得た上で、連邦政府が外部大陸棚の石油及び天然ガスのリース及び採取から得る収入の一部が、すべての沿岸諸州に対する助成金を通して持続可能な開発及び再生可能な海洋及び沿岸資源の保全に確実に投資されるようにすべきである。助成金については、沿岸で外部大陸棚の石油及び天然ガスが生産される州の取り分を最高にし、隣接する連邦水域におけるエネルギー活動が環境及び社会経済に与える影響の対策費を補償すべきである。</p>	<p>一 沿岸・EEZを管理する国の資金をどこから捻出するかを明記することは、極めて重要である。海洋の管理に必要とされる資金を、海域からもたらされる利益に由来した国への流入金の一部を充てる、米国方式は極めて説得力がある。しかし、米国国には海に面していない州が数多くあり、その結果、海の恩恵を浴さない州が多数存在する。このことも、米国方式を正当化する一因と考えられる。</p> <p>我が国の場合、米国と異なり、周辺海域からの石油・天然ガス産量は大きくなく、しかも規模も小さいことから、収益が少なく、収益性も低い。従って、エネルギー活動に由来した海域からの収益は極めて限られている。さらに、パイプラインは極めて少ないことから、漏れによる環境への影響は少ないと考えられる。また、列島で構成される我が国は、程度の差はあるが、国民の大多数が海からの恩恵に預かっていると行って過言でない。この点も米国と大きく異なる点である。</p> <p>従って、原資としては、1) 一般会計からの支出を中心にして、2) 石油特別会計（特に船舶重油にはどの程度の課税があるかを確認する必要があります）、3) 新たに設ける、レジャーボートに対する課税（既に存在するか確認の必要あり）、4) 漁業権に対する課税、5) 海底ケーブリング税（湾内やランディング地点での海底利用料金）他で賄うことが肝要であろう。</p>

項目	評価	関係する報告	コメント
<p>鉱物管理局の環境研究 計画予算の増額</p>	<p>—</p>	<p>24-2.米国内務省は、最近の予算の傾向を反転させて、鉱物管理局の環境研究プログラム (Environmental Studies Program)に対する予算を増額すべきである。</p>	<p>我が国では資源エネルギー庁に鉱物資源課、天然ガス課が設置されており、開発支援を担当している。しかし、開発に伴う環境保全への対応は決して大きくなく、一元的な取り組み、また研究への予算的処置は殆どされてない。その理由の一つは、パイプライン&オイルリグの数は極めて少ないことから、これらから石油・天然ガスが漏れることによる環境汚染が限定されるためと考えられる。しかし、海外での石油・天然ガス開発では、本問題を通じて通ることが出来ない。一方で、長期観測は、観測技術の開発、さらに後年度負担が発生する。</p> <p>従って、海域における資源エネルギー開発に伴う環境保全を包括的に担当する省庁横断的機関を新たに設置する必要がある。具体的には、1) 米国をはじめとした諸外国と協同することにより上記の問題に対応すべきと考えられる。2) メタンハイドレート開発では諸外国に先駆け、国策計画が資源エネルギー庁のもとで現在進んでいる。本計画における環境保全の視点をさらに推し進めることが望まれる。</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>24-3.NOAA は、鉱物管理局及び海洋石油及び天然ガス産業と協力して、パイプライン、プラットフォーム、船舶、及び研究及び監視プログラムを含む産業資源の利用を可能にする協力関係を統合海洋観測システムの一環として構築すべきである。</p>	<p>我が国では、民間会社が所有する技術およびデータの蓄積は、限られていると推察される。その理由は、開発の大半は資源エネルギー庁が支援しており、開発に伴う技術およびデータの蓄積は、計画実施機関である JOGMEC も所有している。一方で、これまでは HSE の視点は希薄であった。従って、資源エネルギー開発に伴う環境保全を包括的に担当する省庁横断的機関を新たに設置する必要がある。この機関が中核となり、研究機関・大学が参加するコンソーシアムの設立が望まれる。</p>

項目	評価	関係する報告	コメント
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>24-4. 国家海洋会議は、米国エネルギー省及びその他の適切な機関と協力して、メタンハイドレードの研究及び開発状況を再検討し、メタンハイドレードが米国の長期的なエネルギー需要を満たす上で大きく貢献することができると判断すべきである。そうした貢献が有望な場合、国家海洋会議は、メタンハイドレードの研究開発活動に対する現在の投資額をどれほど増加させればよいのか、メタンハイドレード資源を利用する民間産業の包括的な管理体制が必要かどうかを判断すべきである。</p>	<p>—我が国では既に開発を視野に入れた国家計画が資源エネルギー庁を中心に進められており、計画実施組織として民間会社・独立行政法人研究機関、大学をメンバーとするコンソーシアムが機能している。今後は、我が国周辺海域におけるメタンハイドレードの産状、地域性規制等の特徴を考慮して、本計画の成果を評価・検討し、実施項目の見直しをしつつ、計画をさらに推進することが必要と考えます。</p>
<p>海域における再生可能エネルギーの包括的開発を海域管理体制の一端として法制化する</p>	<p>—</p>	<p>24-5. 連邦議会は、国家海洋会議の意見及び情報を得た上で、組織的・包括的な管理体制の一部として再生可能な海洋エネルギーの開発の包括的な管理に関する法律を制定すべきである。</p>	<p>—我が国においても、エネルギー資源の多様化を目指し、総合エネルギー政策の一環として、風力発電、波浪発電、海水温度差発電等の基礎研究は既に進められ、一部は実用化されている。海域に特化した総合的な性格が今後必要かは、疑問がある。</p>
<p>海洋鉱物資源の管理</p>	<p>—</p>		<p>—マンガン・ノジュール、コバルト・クラスト、熱水鉱床の基礎研究は、資源エネルギー庁が予算化し、JOGMEC を実施機関として、探査、開発および環境保全の面から進められている。特に、我が国周辺海域は海底火山が多数存在することから、金の含有量に富む熱水鉱床が見つかっている。また、生物活動が、鉱物形成に寄与するバイオ・ミネラリーゼーションは、新たな発展が期待される。</p> <p>今後とも、長期的な視野に立ち、経済性、技術開発、深海生物の環境保全を考慮しつつ、研究を進めるべきと考えられる。本計画を管理・推進する中核政府機関は資源エネルギー庁が担当し、環境評価や鉱床成因解明のための基礎研究は、それぞれ環境庁、文部科学省所属機関との協力が望まれる。特に、文部科学省が推進する統合国際深海掘削計画との連携により、基礎研究の分野で多くの成果が期待される。</p> <p>本計画も総合的・海洋開発政策の一環として推進されることが望まれ、複数機関の役割分担の調整を含めた、包括的・海洋管理機構の設立が必要であろう。</p>

21) 第 25 章：科学的知見を増大させる国家戦略の創造

項目	評価	関係する勧告	コメント
	◎	<p>25-1.連邦議会は、連邦政府の海洋及び沿岸研究予算を今後 5 年間で 2004 年の約 6 億 5,000 万ドルから年間 13 億ドルへと倍増させるべきである。この新たな資金の一部は、地域情報収集プログラムが監督する研究の支援、ナショナル・シーグラント・カレッジ・プログラムの拡充、本報告書記載のその他の最優先研究分野の支援に充てるべきである。</p>	<p>我が国でも海洋及び沿岸関係の予算を増増させる必要があるが、その前に、海洋関係の予算の内訳に関して精査と吟味を行い、真に沿岸を含む海洋プロパターの研究費のみをまず取り上げなければならぬ。その為には勧告 25-2 で書かれているような 10 年単位の国家戦略を広範な意見にもとづいて策定し、予算配分を行うことが必須である。</p>
	◎	<p>25-2.国家海洋会議は、長期的なビジョンを反映し、基礎及び応用海洋科学及び技術の進歩を促進し、関係機関の科学 10 年計画及び予算作成上の指針となる国家海洋研究戦略を策定すべきである。</p>	<p>我が国では、海洋開発分科会が 21 世紀の海洋についての提案を行っているが、残念ながら、それを強力に進めるための国の対応機関がないので、各省庁のつまみ食いのための提言になってしまっている。我が国にも行政的な強制力を持った国家海洋会議が是非必要である。</p>
	○	<p>25-3.国家海洋会議は、米国の海洋及び沿岸の人的側面及び経済価値を調査するための社会科学及び経済学に関する研究活動の国家プログラムを策定し、社会経済学に関する研究活動の一部に加えるよう海洋研究機関に奨励すべきである。実動の社会経済的研究及びアセスメント部門は NOAA において任命するべきである。</p>	<p>沿岸および海洋の人的側面および経済的価値を調査・研究することは我が国でも重要であろう。しかし海洋をとかく資源の収奪の場として捉える応用科学や経済学に対して人文科学的な側面からのバランスシートを考へることも必要。</p>
	◎	<p>25-4.連邦議会は、大幅に拡充されている国家海洋探査プログラムを支援すべきである。NOAA 及び全米科学財団を主管機関に指定し、他に米国地質研究所及び米国海軍研究所も関与すべきである。一般市民へのアウトリーチ及び教育を同プログラムの重要な構成要素にする。</p>	<p>これは、昨年出された、Ocean Exploration Program に対応しているものであるが、これは 21 世紀に米国が各国と共同で海洋におけるフロンティアの研究を進展させることを計画している。我が国でもこのすべてを共同で行うことは適切ではないが、その多くは、日本の国益にも合致する。</p>
	◎	<p>25-5.国家海洋会議は、生物及び非生物海洋資源のデータと水深、地形、その他の自然の特徴を記した利用しやすい米国標準地図を作製するために、連邦政府の資源アセスメント、地図作製、海図作製活動の調整を図るべきである。</p>	<p>生物、非生物資源と海洋学的な情報を合わせた標準地図の作成は海洋情報が各省庁に分離されている我が国では特に必要なものであろう。まず、既存データの突き合わせも行うべきである。</p>

22) 第 26 章：持続的で統合された海洋観察体制の達成

項目	評価	関係する報告	コメント
<p>長期モニター可能な米 国型統合海洋観測シ ステムの開発・実行の推 進</p>	<p>—</p>	<p>26-1. 国家海洋会議は、持続的な全米統合海洋観測システム の開発及び導入に同会議の主導的及び調整的役割の主眼 を置くべきである。</p>	<p>— リアルタイム型統合海洋観測システムの開発と実行は、技術開発 と維持費に多くの予算が必要とされる。しかし、海上事故救命作 業、流失した汚染物質の追跡、また漁場の変動予測等は、海と共 存し生活する我が国民にとって極めて重要な問題である。また、 海域における地震・火山噴火の予測は国民の生命と財産を守る上 において、最重課題といって過言ではない。現在では、所属する 官庁がことなる国家およびその関連機関と、大学が、リアルタイ ム型統合海洋観測システムの開発研究（一部は既に観測を開始し ている）を、役割分担して実施しているが、包括的海洋管理機構 による指導性のもと、リアルタイム型統合海洋観測システムの構 築が望まれる。 (包括的海洋管理機構を、内閣府に海洋管理局として新設するか、 海洋庁としてより大きな組織として新設するかは、我が国の実情 を考慮して議論しなければと、考えます。また新設する体制の制 度についても同様と考えます。)</p>
<p>National Ocean Council の監督のもと、統合 海洋観測システムは計 画される。 NOAA が計画実施の中 核機関であり、その 他、関連省庁部局およ び所属研究機関が参加 する。これらの参加機 関は Ocean US を立ち 上げる。</p>	<p>—</p>	<p>26-2. 海洋観測局(Ocean.US)は、国家海洋会議の監督の下、 全米統合海洋観測システム(JOOS)の計画立案の責任を担 うべきである。NOAA は、広く省庁間の調整を図り、国 家海洋会議の承認を得た上で、統合海洋観測システムの 導入及び運用にあたる主管連邦政府機関となるべきであ る。 26-3. 連邦議会は、米国海洋パートナーシップ法を改正し、 海洋観測局を正式に設置し、その任務の遂行に必要な予 算を割り当てるべきである。海洋観測局は、国家海洋会 議(NOC)の海洋科学・教育・技術・業務委員会の直属に すべきである。連邦議会は、海洋観測局資金を国家海洋 会議の承認を受けて使われる NOAA 予算の勘定科目に すべきである。</p>	<p>— 26-1 で述べた包括的海洋管理機構の監督のもと、統合海洋観測シ ステムは計画される。計画へ参加する機関の候補として、海上保 安庁、気象庁、JAMSTEC、AIST、大学連合、民間研究機関、そ の他が挙げられる。参加機関は、包括的海洋管理機構のもとに、 日本海洋コンソーシアムを組織する。JAMSTEC、AIST、大学連 合は開発・基礎研究の、一方海上保安庁・気象庁はシステムの実 用化と運営の中核となる。開発・基礎研究費の獲得には、総合科 学学術会議での高い評価を得ることが必須である。そのため、日 本海洋コンソーシアムと包括的海洋管理機構は協力・連携して、 海洋関連研究開発を総合科学学術会議で重点項目とする。システ ムの実用化と運営にかかる経費は、包括的海洋管理機構の強力な リーダーシップのもと、関連省庁が連携して獲得することにな る。</p>

項目	評価	関係する勧告	コメント
—	—	26-4.海洋観測局は、全米統合海洋観測システムに関する分野横断的な支援を確立し、運用上の要件に関するコンセンサスを形成するために、事前に沿岸及び海洋地域社会の意見を積極的に求めるべきである。	— 国民の積極的な関心と参加により、統合海洋観測システムを運営することが可能となる。従って、NGOをはじめとした、多数の団体・組織から構成される全国ネットワークを利用した国民参加型の運営体制の構築が必要がある。また、統合海洋観測システムで得られた成果が、全国ネットワークおよびウェブ等を通じて広く国民に開放することが必要である。
—	—	26-5.海洋観測局は、国家海洋会議の監督の下、全米統合海洋観測システムのすべての構成要素によって収集すべき一連の中核的変数を明確にすべきである。中核的変数には、適切な生物学的、化学的、地質学的、及び物理学的変数を含めるべきである。また、中核的変数については、地域海洋情報プログラムによる合意が必要である。	— 統合海洋観測システムで取得された、生物、化学、地質、物理他のデータは、種類別に統一したフォーマットで保存するシステム（海洋情報管理システム）が必要である。また、このシステムは、国民が自由にアクセスでき機能を有する。日本海洋コンソーシアムは上記のシステムを維持・管理する。
—	—	26-6.海洋観測局は、全米統合海洋観測システムに不可欠の構成要素として、宇宙関連のミッションに関する優先課題及び長期計画を勧告すべきである。	— データ転送、各種センサーの技術開発では、宇宙開発分野との協力は不可欠である。この分野に関しては、宇宙技術利用の長期的展望に立って、基礎研究から開始する必要がある。そのため、日本海洋コンソーシアム内に、宇宙技術専門部会を設立する。本文部会では、民間研究機関との連携、さらに国際協同研究を推進する。
—	—	26-7.NOAA、全米科学財団(NSF)、米国海軍、及び米国防空宇宙局は、NSF 海洋観測イニシアティブなどの海洋研究観測に関連して連邦政府の資金援助を受けている調査官に対し、統合海洋観測システムにおいて新技術を運用状態に移行させる計画の作成を義務づけるべきである。	— 本件は、日本海洋コンソーシアムの任務に含まれるものと考えられる。
—	—	26-8.連邦議会は、米国防空宇宙局(NASA)の地球環境観測衛星を関連資源と併せて NOAA に移し、継続運用を達成すべきである。NOAA と米国防空宇宙局は協力して、各地球環境観測衛星の打ち上げ後の円滑な移行を図るべきである。	— 当面我が国の実情になじまないと考ええる。

項目	評価	関係する勧告	コメント
	—	<p>連邦議会は、統合海洋観測システム(IOOS)をNOAA予算の勘定科目に設けて資金を提供し、国家海洋会議の指図と承認を受けて使うようにすべきである。統合海洋観測システム資金は、会計年度を限定せずに割り当てらるべきである。NOAAは、統合海洋観測システム資金を他の連邦政府パートナー及び連邦政府以外のパートナーに能率的に分配するプロセスを策定すべきである。</p>	<p>包括的海洋管理機構と日本海洋コンソーシアムは、長期計画案に沿って、各年次毎の予算案を作成する。予算は、研究開発費とシステムの実用および運営費に分かれる。研究開発費を獲得するため、包括的海洋管理機構と日本海洋コンソーシアムが協力・連携して、海洋関連研究開発を総合科学会議の重点項目とする。システムの実用化と運営にかかる経費は、包括的海洋管理機構の強力なリーダーシップのもと、関連省庁が連携して獲得を目指す。両予算とも、包括的海洋管理機構の監督のもと、民間参加機関に適切に配布する。</p>
	—	<p>国家海洋会議は、全米地球観測システムの開発を最終目標に、統合海洋観測システムと他の既存及び計画中の陸地・流域・大気・生物観測／情報収集システムとの連携が行われるよう監督すべきである。</p>	<p>包括的海洋管理機構は、他の地球観測計画関連組織と協力して、地球で取得されたデータとの統合を目的とし、包括的海洋管理機構は「地球海洋情報管理システム」の構築を目指す。そのために、国際協力を積極的に推進し、最終的には「国際全地球海洋情報管理システム」を構築する。</p>
	—	<p>国家海洋会議は、全球海洋観測の分野における国際的な連携と能力開発を推進すべきである。また、2003年地球観測宣言の米国での実施を主導し、完全かつ開放的で有意義なデータ・アクセス政策を提唱し、すべての国によるアクセスを確保するために技術的専門知識を提供すべきである。</p>	<p>「国際全地球海洋情報管理システム」の管理・運営は、国連活動の一環として実施する。我が国はその活動の中核となり、情報取得のためのステーションの建設・維持に積極的に参加する。</p>

23) 第 27 章：海洋インフラと技術発展の向上

項目	評価	関係する勧告	コメント
—	—	27-1. 国家海洋会議は、資金調達及び実施要件を含む、国家海洋及び沿岸インフラ及び技術戦略を策定すべきである。	— 日本海洋コンソーシアムは包括的海洋管理機構の監督のもと、将来の海洋産業・基礎研究において、世界のフロントランナーを目指す。そのために、1) 大型プラットフォーム、センサー、情報ハードウェア等の開発プランの作成、2) 予算化、3) 海洋関連のインフラの整備、4) 既存体制の再編成、5) 国際協力等を、推進しなければならない。
—	—	27-2. NOAA は、実験技術の実践的な用途への転換を促進するために技術局(Office of Technology)を創設すべきである。技術局は、学術機関、地域海洋情報プログラム、全米科学財団、米国海軍、米国航空宇宙局、及びその他の関係機関と緊密に協力して、その任務を達成すべきである。	— 基礎研究、技術開発のアドバイザリー組織として日本海洋コンソーシアムに技術開発専門部会を立ち上げる。
—	—	27-3. 国家海洋会議は、連邦政府、州、学術機関、民間の資産及び付随する人的資源の必要性を含め、米国の海洋及び沿岸インフラ及び技術に関するアセスメントを 5 年ごとに更新すべきである。	— 包括的海洋管理機構は、長期計画、および各年次の成果を評価する委員会を設置する。評価委員会は、利益相反を考慮し、他分野を含めた学識経験者から構成される。
—	—	27-4. 連邦議会は、重要な海洋インフラ及び技術ニーズに対して近代化基金を設立すべきである。支出の優先順位は、国家海洋会議の海洋及び沿岸インフラ及び技術戦略に基づいて、これを定めるべきである。	— 海洋研究・開発は大型プラットフォーム、新技術に依存するということで過言でない。大型プラットフォームに関しては、が国は所持していない。一方、新技術については、従来計測不可能であった物理・化学量を計測可能な各種センサーの開発で我が国が果たしてきた役割は極め限られている。このような状況を打ち破るために、包括的海洋管理機構は関連省庁および議会に働きかけ、予算を確保しなければならぬ。また、議会は包括的海洋管理機構の意見を尊重し、海洋関連予算の確保に努力すべきである。
—	—	27-5. NOAA は、全国的なバーチャル海洋技術センターを設立して、電子的手段を介して、最先端の大規模研究技術への調整に基づくアクセスを提供すべきである。	— 海洋研究・開発は、多岐に亘る分野の成果を統合することにより、新しい展開が期待される。そのため、海洋関連機関のハードウェア、ソフトウェア、情報を最大利用するため、各機関を結びコンピューターネットワークの運営に責任を持つてあたる。

24) 第 28 章：海洋のデータと情報体制の現代化

項目	評価	関係する勧告	コメント
	—	<p>28-1.連邦議会は、米国海洋パートナーシップ法を改正し、海洋情報局(Ocean.IT)と呼ばれる海洋及び沿岸データ及び情報管理に関する連邦政府省庁間の計画立案組織を設立すべきである。海洋情報局は、海洋データ及び情報管理に関わるすべての連邦政府機関の代表で構成し、小規模な事務局の支援を受け、国家海洋会議海洋科学・教育・技術・業務委員会に報告すべきである。</p> <p>28-2.NOAA 及び米国海軍は、海洋及び沿岸共同情報管理及びコミュニケーション・プログラムを策定し、業務ベースで国家、地域、州、及び地方のニーズに応じた情報製品を作り出すべきである。</p> <p>28-3.海洋情報管理を行う省庁間組織である海洋情報局は、米国バーチャル海洋データ・システム及びその他の革新的なデータ管理システムの開発者と協力して、全米データセンターの内外で海洋及び沿岸データにアクセスするための連邦政府支援システムを導入すべきである。</p> <p>28-4.国家海洋会議は、調査官が連邦政府助成の海洋研究プロジェクトで得たデータを提出するための一般要求事項と期限を設定し、これを施行すべきである。</p> <p>28-5.米国海軍は、民間科学共同体の利用に適した海軍海洋データの見直しと機密解除を定期的に行うべきである。</p> <p>28-6.大統領は、統合地球環境データ及び情報システムの設計という目標に伴い、全米環境データ・アーカイビンク・同化・モデリング・配信システムの近代化を計画するための省庁間タスクフォースを招集すべきである。</p>	<p>—本件は IOOS で得られた試・資料の一括管理システム（地球海洋情報管理システム）と協同して行うことが望まれる。従って、日本海洋コンソーシアムが本任務を担うことになる。特に、海洋過去の試・資料との同一化作業については、大学・研究機関と連携して行う必要がある。</p>

25) 第 29 章：国際海洋科学及び政策の向上

項目	評価	関係する勧告	コメント
—	×	29-1. 米国は、国連海洋法条約に加入すべきである。	— 米国の国連海洋法条約への加入が勧告されているが、基本的には米国の国内問題であり、ここで扱うべき問題ではない。しかし、米国の加入は安定した海洋法秩序の維持・発展のために重要であり、わが国としても米国の加入を推奨していくべきである。
—	×	29-2. 国家海洋会議は、国連生物多様性条約の海洋関連部分の迅速な検討及び分析の調整を図り、海洋の観点から、この条約に批准することが米国の利益にかなうかどうかについて米国国務省に勧告すべきである。	— 海洋の観点から、米国が国連生物多様性条約を批准することを勧告しているが、わが国は既に同条約の締約国であり、ここで扱うべき問題ではない。
—	○	29-3. 国家海洋会議は、海洋関連国際政策の策定及び実施を支援するための省庁間委員会を設置し、これを監督すべきである。この委員会は、米国国務省が議長を務め、国際海洋政策について大統領補佐官及び国務省長官に勧告し、国際海洋問題について国家海洋会議に技術支援を提供すべきである。	— 国家海洋会議 (NOC) が海洋に関連する国際政策の発展と履行を支えるための省庁間委員会を設立し、これを監督すること、及び、この委員会は国務省が主催し、大統領補佐官及び国務省長官並びに(適当な場合には)他の省庁の長に国際海洋政策について勧告し、米国が当事国である海洋関連条約の履行状況を評価し、米国の条約義務を果たすために要請される適当な行動と基金化を勧告し、国際海洋問題について NOC に技術援助を提供すること、などが勧告されている。わが国においても、ますます増幅・輻輳する海洋の諸問題を最大限に統合するための行政メカニズムの確立が要請されており、全面的に参考とならないまでも、勧告はその一助となりうる。
—	○	29-4. 国家海洋会議の国際委員会は、国際海洋関連の新たな管理上の課題を評価し、このような活動を既存の管理体制下に置くか、あるいは適切な新体制を展開するかについて、勧告すべきである。米国国務省は、国際社会と協力して、この勧告を実施に移すべきである。	— 国家海洋会議 (NOC) の国際委員会は、海洋保護区、極地をはじめ国際的 management を必要とする諸課題を評価し、これらの活動を既存の管理体制の下に置くか又は新たな制度を発展させるために勧告し、国務省がこれらの勧告を履行するために国際社会と協力することが勧告されている。わが国の場合にも、個々の政策の寄せ集めでなく統合性を高める行政機構の改革が望まれており、この勧告はそのための一助となりうる。

項目	評価	関係する勧告	コメント
—	○	29-5. 国家海洋会議の国際委員会(海洋関連国際政策の策定および実施を担当)は、国際海洋関連の新たな管理上の課題を評価し、このような活動を既存の管理体制下に置くか、あるいは適切な新体制を展開するかについて、勧告すべきである。米国外務省は、国際社会と協力して、この勧告を実施に移すべきである。	— 米国では、外務省が対外的外交プロセスの中に科学的専門性を組み込む能力を向上させる、いわゆる「外交のための科学」の概念が導入されてきたが、その観点から、外務省が政策・プログラムの開発・履行に当たって、海洋関連の科学的な知識及び技術の統合の向上を図るべきであると勧告されている。わが国の外務省にも同様なことがいえるかどうか、参考となる面がある。
—	◎	29-6. 米国外務省は、海洋関連政策及びプログラムの策定及び実施にあたって科学的専門知識及び技術の統合の向上を図るべきである。	— 国際的な海洋研究の共同作業の重要性から、米国は主要な国際海洋科学機関及びプログラムに参加し、それらを助成すべきことが勧告されている。このことはわが国についてもそのまま当てはまることであり、この局面においてわが国は積極的である必要がある。
—	○	29-6. 米国は、主要国際海洋科学機関及びプログラムを引き続き支援し、積極的にこれに参加すべきである。	— 外務省世界各地で研究プログラムを実施している米国外務省に対して強力な支援を提供すること、及び、既存の国際的パートナーシップが強化され、国際的研究の実施を促進するために新たなパートナーシップが推進されるべきことが勧告されている。わが国についても、外務省がそのための適当な機関であるかどうかは別として、この趣旨は考慮されてよい。
—	◎	29-7. 米国外務省は、世界各地で研究プログラムを実施している米国外務省に対して強力な支援を提供すべきである。既存の国際的パートナーシップを強化し、新たなパートナーシップを促進して、国際的な研究の実施を促すべきである。	— 米国は、助成、教育・訓練、技術援助、最善の発行・管理手法・取得した教訓を通して、他国の長期的な海洋の科学及び管理能力を高める努力を重ねることが勧告されている。わが国に関するも、そのような努力が発展途上国に利益をもたらす、これらの国の信頼を生むことが期待されるが故に、このことは、政策の基礎に据えられなければならない。

26) 第30章：必要な資金と可能性のある資金源

項目	評価	関係する勧告	コメント
—	—	<p>30-1. 連邦議会は、国家海洋政策協議の意見及び情報を得た上で、米国防務省に海洋政策信託基金を設立すべきである。同基金は、外部大陸棚の石油及び天然ガスのリース及び開発、ならびに連邦水域における新規の活動に対して課される資源地代(rents)からの連邦政府の未配分歳入で構成すべきである。信託基金の資金は、海洋及び沿岸管理の改善を支援するために沿岸諸州及び連邦政府機関に広く分配すべきである。この新たな資金源は、既存の海洋及び沿岸プログラム予算に代わるものではなく、これを補完するものであり、新しい任務または任務が拡大された場合の資金に充当すべきである。</p>	<p>— わが国と国情が違うので無視してもいいのだが、担当の章として割り当てられているのであえて付言すれば次のようである。つまり、アメリカの場合、OCS について鉦区リース制度があり、その管轄は内務省の鉦物管理局である。そこでの関連税制の一部（または新規上乗せ）を国の全般的海洋政策実行のための基金へ回すとの勧告に対して米国内でどのような反応があるのかを注視する必要がある。基本的には実現可能性の少ない提言のように思われる。わが国では、たとえば、EEZ を超える大陸棚調査に必要とされている 1,000 億円以上の予算を、「特別枠」（声が上がったが財務省が拒否のため立ち消えになった）で認めよとの主張を掲げるのかどうか、東シナ海想定中間線の日本側海域での国による複数年調査（物理探査&基礎試錐）の予算確保といった議論の方が重要ではないか。こうした検討は基本法とは別次元の問題であるように思われる。</p>

4. 今後に向けて

本年度は、わが国海洋政策のあり方を検討するに際して必要となる項目について検討を行った。特に、現在アメリカが行っている海洋政策の包括的な見直しは、今後の世界の海洋政策に少なからず影響を与えるものであり、わが国海洋政策の方向性を見出す上で大いに参考になるものであるといえる。

本年度は、残念ながら時間的な制約から予備報告書の概略評価にとどまったが、すでに最終報告書が提出され、またそれを受ける形で行動計画もリリースされている。次年度には、これらの米国海洋政策見直しの動きを詳細に分析することで、わが国海洋政策への参考点を導き出すこととしたい。

他方、わが国海洋政策の包括的な見直しに向けた国の動きは、2002年の科学技術・学術審議会答申以降、ほとんど進んでいないのが現状であるが、わが国管轄海域および周辺海域における中国の活発な動き、わが国固有の領土である竹島を取り巻く情勢変化、提出期限が徐々に迫ってきている大陸棚画定調査など、緊急な対応を要する海洋問題は多数存在するとともに、国民の関心も近年になく高まっている。

また、旧国土庁が中心になって取り組んできた沿岸域管理の推進についても、改正海岸法の規定によって整備されつつある海岸保全基本計画の動向を踏まえながら、わが国の沿岸域が有する特徴にあわせた統合的な沿岸域管理の具体的なシステムを作り上げるべき時期に来ていると強く認識できる。

したがって、次年度は、本年度までの検討内容と、大きく変化しつつあるわが国の海洋・沿岸域を取り巻く社会情勢を踏まえて以下のような検討を行う。

- ①本年度に引き続き米国海洋政策および日本財団による提言（「海洋と日本 -21世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言-」）などを整理・分析し、わが国の海洋政策の提言内容に反映させるべき政策項目について検討する。
- ②上記検討結果を踏まえて、わが国に必要な海洋政策の基本理念、基本方針、政策目標、実施体制、重要施策などについて検討を行い、総合的な海洋・沿岸域管理の実現に資する海洋政策に関する提言を策定する。
- ③さらに、国内の関係法制を概観し、わが国の海洋政策の推進にあたっての問題点を改めて整理するとともに、海洋基本法の目的、構成、内容などを整理分析し、海洋基本法案のスケルトンを検討する。

付 属 資 料

1. 委員会議事録要旨
(第4回～第8回)
2. 米国海洋政策予備報告書の概要

1. 委員会議事録要旨
(第4回～第8回)

第4回海洋・沿岸域研究委員会

議事録要旨

1. 開催日時：平成16年5月21日（金）17：00～19：30
2. 開催場所：海洋船舶ビル4階会議室
3. 出席者：別紙出席者名簿参照
4. 配付資料：
 - 海沿4-1 委員名簿
 - 海沿4-2 第3回委員会議事録要旨（案）
 - 海沿4-3 平成15年度委員会検討事項
 - 海沿4-4 わが国の基本法
 - 海沿4-5 PRELIMINARY REPORT OF THE U.S. COMMISSION ON OCEAN POLICY
 - 海沿4-6 同 EXECUTIVE SUMMARY（和訳）
 - 海沿4-7 平成15年度委員会配布資料一覧

5. 議事概要：

- (1) 開会
- (2) 研究所挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 委員長選出
- (5) 議事

1) 前回議事録の確認

内容の修正、コメントがあれば後日事務局に連絡いただくこととした。

2) 本年度検討内容について

事務局より資料4-3について説明。主な討議内容は以下のとおり。

(栗林委員長)

体制は、検討部会を必ずしも設けなければならないというわけではないので、必要に応じて設置することになると思う。当面の目標については、基本法を念頭において議論したい。

(寺島所長)

昨年の委員会で議論した後、どのように進めるか内部でも検討したが、具体案はまだ明確になっていない。あまり目標を先においてしまうと間延びしてしまうので、統合的な取り組みのための体制を究極の目標としながら、毎年毎年の具体目標を設定して進めていくことを考えている。今年度は海洋基本法の策定に向けて計画を立てたい。その際、具体的にどのような作業が必要かを議論いただきたい。

ひとつには、基本法というのとはどのようなものかという点について研究しながら進めるということがある。それも、この委員会で研究するというよりはどなたかにお任せしてレポートしていただくというのはいかがでしょうかと考えている。また、第3回委員会後にアメリカの海洋政策の準備報告書がリリースされた。まずはこれをレビューして、わが国にとって参考になる点をまとめながら進めていきたい。そうすると、当面作業グループを作って進めるほどのことではないという気もする。

3) 基本法について

事務局より資料4-4について説明

(小池委員)

基本法制にいたる経緯を明らかにするという含めた分析をしてほしい。

(来生委員)

テクニカルな問題か、性格的なものなのか

(寺島所長)

立法手続きも含みたい。

(来生委員)

議員立法か省庁かによつての違いは整理できる。

(小池委員)

その前の段階も含めて調べてほしい。

(寺島所長)

内閣法案はすべての省庁の調整が入るので、そのようなものが難しい場合は議員立法になるのではないかと。

(林委員)

基本法の要件はあるのか。

(来生委員)

基本原理を示すのが基本法で、個別具体の実定法がある場合で、全体を俯瞰するものとして基本法が存在する。

(大森委員)

基本法を簡便に作って、ほかの基本法や実定法と競合する部分を調整していくというプロセスでよいのではないかと。

(寺島所長)

大筋ではそのような考え方でよいと思う。基本法の枠組みとそこに盛り込むべき基本計画のある程度の内容がセットになると考えていた。

(徳山委員)

基本法が短時間で出来上がるものには、そもそも社会的要請がある。海洋基本法の場合、

骨子はできるが、法律までたどり着くには社会的要請がないと難しい。政治的なバックアップまで含めてトータルなシナリオを考えないといけない。

(寺島所長)

準備期間はそれぞれの基本法によって異なる。時の勢いというものもある。海洋基本法ができるかどうかについては答えがないが、本当に必要になったときにすぐに立ち上げられるような準備は必要である。

(林委員)

既存の基本法はほとんどの場合、抜本的な機構改革を含んでいない。機構改革を盛り込むべき海洋基本法のモデルになるようなものはないという印象である。

(寺島所長)

統括する組織をつくることから始めないといけないところに海洋基本法の難しさがある。

(来生委員)

基本法の検討の際に、新しい政策を統合する省庁改革も含めた基本法を作るという前提と理解したが、いろいろな検討の視点があるのではないか。政策を実行する主体の部分は別途議論して、そういった主体ができたときに必要なモデル基本法を作るというアプローチもある。

(寺島所長)

実施体制については、現実にすべてを統合するような海洋省をつくることは無理であると考えている。基本法をつくる場合、それをまとめるところと調整する仕組みは必要である。日本財団の提言でまとめているような体制の下で必要になる基本法を検討するというイメージである。

(小池委員)

海洋開発分科会の議論のとき、現在の連絡会議では問題であるということになり、コーディネートできる組織は必要だということになった。科学技術基本法では、科学技術会議を組織して各省庁のコーディネートをすることになった。

(栗林委員長)

いずれにせよ総合的な海洋政策を策定・実施していく場合に、現在の国家機関のあり方でよいのかというところは考える必要がある。

(磯部委員)

体制・仕組みをあまり気にせず、大陸棚の確定や沖ノ鳥島の問題などの視点、科学的な問題などの視点からも議論するというのも、この委員会には法律の専門家がいるのでバランスが難しい。

(栗林委員長)

基本法と基本計画がどのようにリンクするのかということが重要で、具体的な基本計画の内容を議論せずに理念だけ議論しても問題である。

(林委員)

基本法の必要性や、アメリカの海洋政策を参考にしながら具体的に海洋政策がどうあるべきかを議論していきながら、その結果の具体例として基本法を検討するというプロセスになるのではないか。

(来生委員)

大事なものは、個々の政策についてのあるべき論がしっかりできるかどうかということ、その前提として、現在の法制度がどのような形で存在しているかを把握しなければいけないし、現在の制度とのすり合わせも必要で、そのために法律の専門家が存在していると考えている。立法の準備として法的表現をつめる必要はない。

(寺島所長)

海洋や沿岸域の問題は現在動きつつあって、一方でそれに対応する取り組みが十分ではないという認識で、何らかの形で貢献したいという思いがある。

(栗林委員長)

細かな制度的な問題点を拾い出すのは時間がかかるので、今年度の目標は基本法の策定として、国際比較やその議論を通じてわが国の海洋政策を検討するということにしたい。

(小池委員)

基本法を策定して関係方面に投げるためには、そのインパクトが重要であり、基本法が大きなインパクトに成り得るか。

(寺島所長)

基本法だけでは難しいであろう。海洋政策の中身とともに提言することが必要になると考えている。

(多屋委員)

従来の基本法との違いは、各省庁が最大の力で他の省庁を抑えながらつくっていたという面がある。海洋基本法を背負って立つ省庁はない。その場合には、社会的な要請が重要になる。例えば、沿岸域の問題であれば市民・NPOの力が必要で、政治的な力も関わってくる。走り出せば、政治も動くのではないか。

4) アメリカの海洋政策について

事務局より資料4-5、6について説明

5) その他

次回委員会について

以上

第5回海洋・沿岸域研究委員会

議事録要旨

1. 開催日時：平成16年7月28日（水）15：00～17：30
2. 開催場所：海洋船舶ビル4階会議室
3. 出席者：別紙出席者名簿参照
4. 配付資料：
 - 海沿5-1 第4回委員会議事録要旨（案）
 - 海沿5-2 米国海洋政策予備報告書と日本の海洋政策
 - 海沿5-3 米国海洋政策分析担当表
 - 海沿5-4 『予備報告書』第31章に列挙される勧告一覧（番号順）
 - 海沿5-5 PRELIMINARY REPORT of THE U.S Commission on OCEAN POLICY 目次
 - 海沿5-6 米国海洋政策予備報告書「概要」及び第31章の仮訳
 - 参考資料 米国海洋政策予備報告書概要パワーポイントコピー
5. 議事概要
 - (1) 前回議事録の確認
不備な点があれば後日事務局に連絡いただくことで了承された。
 - (2) 米国海洋政策予備報告書に係る作業について
(寺島所長)
米国海洋政策予備報告書は、このままを日本に当てはめることはできないが、今、日本で求められている海洋政策を考えるにあたっては良い材料である事から、本日用意した。今後の作業予定について、米国海洋政策予備報告書の中の勧告部分を各先生方にご専門の部分や関連部分を評価して頂き、我が国の海洋政策に必要な事項をあぶり出していきたい。本日は、評価頂く勧告部分の分担をお決め頂きたい。
今後、海洋基本法の議論を進めて行くにあたっては、全体会議ではなく、作業部会的なものを作りその場で議論をしていくという進め方をしたいと考えている。
本日の委員会は、アメリカの海洋政策予備報告書の内容の紹介及び分析、今後の作業の進め方に焦点を当てて進めていきたい。
 - (3) 米国海洋政策の概要について
(事務局)
事務局より、米国海洋政策予備報告書の概要について説明を行った。
一以下、質疑応答の概要を示す。

(来生委員)

本委員会において米国海洋政策を分析する意義・分析の視点について、

①日本と米国は密接な関係故、海洋政策や沿岸政策で米国が何を考えているかは、日本にも影響があり、無関心ではいられない。

②米国の法制度と日本の法制度と単に条文を比較するのではなく、社会における機能の違いを比較することが法律の世界では一般的である。海洋政策もしくは海洋法制度に関して、日米の比較法研究の蓄積は乏しい。

我が国の海洋政策立案において参考とすべき内容について、

①多岐にわたる問題を取り上げている。利害関係が複雑に絡んでいる問題について、国として一定の施策を示すという問題の処理のしかたが参考になる。日本に比べて米国の海洋政策は進んでいるといわれるが、その米国でさえ危機意識を持っている。日本の政策担当者にアメリカの危機意識を理解させる上でも意義がある。

②統合的管理を実践する上で価値の序列化が難しい。いろいろな原則を取り上げており、これを参考に日本的な価値を序列化し、社会的な合意形成に向かった調整のメカニズムを考えるにあたり参考となる。

勧告内容が実現した場合に、我が国の海洋政策の議論への推定について、

①個別の領域でインパクトは与えると思う。

詳細な分析等が望まれる内容について、

①連邦と地方の海に関連する機関、担当が明確になる。それぞれが抱えている法制度、各省庁への注文のリストアップが可能。若干情報を細くすることによりアメリカの海洋政策の立案に関するデータベースを作ることも可能。米国がこの勧告で改善すべきとしている点を加えることで、有益なものになる。

②海洋政策の立案にあたり米国における連邦と州との関係を分析することで、日本における国と地方自治体との関係を考えるにあたり有益なものとなる。

③個別法についての改正の提言は分析に値する。

本委員会での審議内容等について、

①個人の問題関心と研究所としての課題等では違うと思う。研究所のスタンスが明確になると手伝い易い。

(林委員)

本委員会において米国海洋政策を分析する意義・分析の視点について、

日米の共通点が多いことから分析の意義は大いにある。

- ①縦割り行政の問題が現存する
- ②海洋基本法や海洋の戦略が存在しない
- ③政策を統合的に検討する制度がない
- ④海洋教育の水準が低い

⑤科学的な調査の予算が少ない

分析の視点

①米国の政策見直しの手順

②海洋のビジョン、基本的理念

我が国の海洋政策立案において参考とすべき内容

国家的枠組みの設定

ビジョン、具体的な提言

科学と教育の重要性

エコシステムを基本とした政策

勧告内容が実現した場合に、我が国の海洋政策の議論への推定について

日本国内での議論への影響はあるかも知れないが、具体的な影響は少ないと考える。同報告書での取り扱い分野は多岐にわたる。委員会のメンバーのみで全てを評価することを危惧する。委員の専門分野外のテーマについては外部の専門家を積極的に活用することが望まれる。

同報告書で記述が不十分な点、欠落している点について、

深海底の生態系について

国際的な協力について

同報告書で連邦制を基盤とした記述については、日本にとってあまり参考とはならない。

(徳山委員)

本委員会において米国海洋政策を分析する意義・分析の視点について、

勧告内容が実現した場合に、我が国の海洋政策の議論への推定について、

影響を受けるほどの土壌が我が国にはまだ無い。本委員会がそういった状況を変えるために海洋基本法を作っていくと理解しており、分析する意義は大いにある。

我が国の海洋政策立案において参考とすべき内容について、

個々の事項についてどこがミッションを担うかを明記している点

詳細な分析等が望まれる内容について、

深海鉱物資源・エネルギー

深海生態系

当委員会の審議内容について

ミッションがおりてきた方が対応しやすい

(栗林委員長)

アメリカの報告書をたたき台にして、日本の海洋政策の在り方を検討し、基本法の中に反映させていく

(寺島所長)

わが国として海洋問題にどう取り組むべきかを提言していきたい。このままでは、海洋に関する取り組みで非常に後れを取ってしまう。そのことに気づいたときには、大きな差ができてしまうので具体的な提言を通して警鐘を鳴らしていく事が必要と考える。アメリカの報告書が参考になると思うのは、縦割りの取り組みではあるが、海洋政策という目線で30年以上取り組んでいる実績があり、かなり具体的な提言がされている点にある。アメリカの政策を見て、それが日本に取り入れられるものそうでないものをまとめることで我が国の海洋政策のイメージが具体的にになると考える。海洋基本法が必要とする中身の問題と法形式が具体的に示せば議論の新しい展開が期待できると思う。本年度は海洋基本法(案)をまとめるまでは行かないのではと思っている。

(来生委員)

研究所の抽象的なスタンスは理解している。最終報告書、成果物をどの様に考えているのか。今後何回会議を行い、いつまでにまとめて、予算がいくらあるのか我々はわかっていない。これらを把握している事務局が基本的なイメージを示し、我々が手伝う点を明確にしてもらいたい。我々が手伝うことを個々で議論しようにも前提となる情報がない。

(栗林委員長)

米国の報告書を委員に評価してもらいそれをベースに日本の海洋政策の参考となる点を整理していこうと事だと思うが、日程や体制などももう少し詳しく説明してほしい。

(徳山委員)

アメリカの報告書を検討するにあたり、日本の海洋政策をどうするかといったスタンスを持って検討すべきである。スタンスとしては、国際協調を前面に押し出すべきである。アメリカと日本では河川流域や深海など地理的に異なるので、そのようなことを踏まえて検討していかなければならない。どこをターゲットとして検討していくかを示してもらいたい。教育にしても科学にしても書くことは、アメリカも日本も変わらない。

(寺島所長)

日本の海洋政策を議論していく上で、ベースにすべき考え方、重要となる考え方を研究所のみで示すのではなく、委員会で議論したい。米国の報告書を章ごとに各委員に評価してもらい、日本の海洋政策に取り入れるべきかどうかを検討してもらいたい。

(事務局)

4章から30章までで、各委員のご専門の範囲で4段階でレビューして頂きたい。また各省の分担について決めたい。

(来生委員)

既に研究員が相当読み込んでいるようなので、研究員の作業を前提として研究所の案を出してもらい、それを各委員の専門に応じてアドバイスするのであればそれほど時間をかけ

ずに済む。9月の上旬というタイムリミットを考えると、これから中身を呼んで評価するのは難しい。

(寺島所長)

来生委員のおっしゃることもっともであるが、研究所としてそこまでエバリエイトするほどの蓄積を持っていない。委員から出してもらったものを研究所がまとめていくと行った方法で行いたい。

(栗林委員長)

本日は、半数以上の委員が欠席なので、作業分担案があれば説明してもらいたい。

(事務局)

別紙の作業分担案のとおり。各 Chapter 毎に割り振らせて頂いた。

(寺島所長)

今後、本委員会の中に海洋基本法の法技術的な議論をする作業部会を設置したいと考えている。構成は法律関係の委員で、栗林委員長、林委員、来生委員、中原委員を考えている。部会の議論の内容は節目節目で結果を報告したい。

(来生委員)

事業の全体スケジュールを示してもらった方が行動しやすい。全体スケジュールの絡みで関連する作業の手順や中身が変わってくる。

(栗林委員長)

各委員に報告書の担当箇所の評価をして頂き、事務局で整理した後、この委員会で我が国の海洋基本法に盛り込むべき内容等を議論した後、その結果を踏まえて、作業部会で法形式の中での盛り込み方などを議論していくと考える。更に同作業部会の結果を本委員会で評価することを本年度はやっていくのだと思う。そして、来年度、基本法案を完成させる。

(寺島所長)

基本法をまとめ上げるのに、中身にもよるが、そもそもどのくらいの期間を必要とするのか見当がつかない。そのようなことも伺いながら、最終的なスケジュールを決めたい。アメリカの政策とどの程度リンクさせるかにもよるが、報告書の分析を経なければ基本法の議論に入れたいとは思っていない。両者を平行して行うことで、海洋政策の具体的な中イメージができてくる。このイメージを持ちつつ基本法の議論を進めていくのが現実的と考える。

(林委員)

分担案の13は国内の運輸システムの問題であり、専門ではない。

(寺島所長)

この部分は事務局で他に適当な方を考える。

(徳山委員)

割り当ての中で手に余る部分もある。内容によっては外部の方と一緒にということでも良いのか。

(寺島所長)

結構です。依頼の方法等事務局で支給詰める。

(栗林委員長)

外部の方にお問い合わせする場合は、事務局に連絡。事務局より依頼してもらう。

(来生委員)

9月上旬までに担当箇所を評価するのは難しい。Part II、Chapter9 など、分担部分は中原委員と相談して行う。

(寺島所長)

本日欠席した委員については、事務局から趣旨を説明し、依頼する。

(来生委員)

時間をかけて良いのであれば、国内の運輸、漁業、事業規制という観点ではこれまでに研究の蓄積もある。あとは時間との絡みである。

(寺島所長)

期限については柔軟に対応したい。

(来生委員)

担当以外の分野でも関心のある部分については、後でもよければコメントすることはできる。

(栗林委員長)

各担当部分については一定の期限を決めてご提出頂くこととし、他の関心のある部分については、送れてもかまわないのでコメントして頂く。担当以外にコメントする部分については事務局に連絡してもらいたい。

(栗林委員長)

Chapter18 は多屋先生にお願いする。

(寺島所長)

Chapter19 は林先生とダブって、多屋先生にもお願いする。

(栗林委員長)

分担案に示されている箇所の評価は、9月20日までに作業をお願いしたい。担当箇所以外の評価については、11月くらいまでにお出し頂きたい。

(徳山委員)

外部に依頼する場合、報酬はどうなるのか。

(寺島所長)

金額等具体的な内容は詰めていない。決まり次第ご連絡する。

(栗林委員長)

基本法についての今後進め方については、作業部会を設置するという事は、ここでご了承頂いたということで、人選は法律関係の委員を中心とし、いつ立ち上げるかは、米国報告書のコメントの整理次第。

(寺島所長)

今後の基本法の作業スケジュールについては、事務局では判断がつかない部分もある。一度作業グループの先生方と相談したい。

(寺島所長)

Chapter3 については、委員のみなさんからコメントを頂きたい。

Chapter8 については、委員のみなさんからコメントを頂きたいが、担当の方は別途事務局で考える。

以 上

第6回海洋・沿岸域研究委員会

議事録要旨

1. 開催日時：平成16年11月12日（金）16：00～18：30
2. 開催場所：海洋船舶ビル4階会議室
3. 出席者：別紙出席者名簿参照
4. 配付資料：
 - 海沿 6-1 第5回委員会議事録要旨（案）
 - 海沿 6-2 米国海洋政策 EXECUTIVE SUMMARY
 - 海沿 6-3 米国海洋政策 EXECUTIVE SUMMARY 仮要約
 - 海沿 6-4 米国海洋政策予備報告書評価作業について
 - 海沿 6-5 米国海洋政策予備報告書評価作業担当表
 - 海沿 6-6 日本財団提言に基づく評価結果とりまとめの素案
 - 海沿 6-7 評価作業結果
 - 海沿 6-8 予備報告書第31章に列挙される勧告一覧
 - 海沿 6-9 米国海洋政策最終報告書関連記事
 - 海沿 6-10 評価作業結果
 - 海沿 6-11 評価作業結果

5. 議事概要

（1）前回議事録の確認

不備な点があれば後日事務局に連絡いただくことで了承された。

（2）米国の海洋政策の動向について

これまで分析・検討を行ってきた米国海洋政策中間報告書に比較して、同最終報告書の内容がどのように変化しているか、その現状について資料 6-9 を中心に事務局から説明を行った。概要は以下のとおり。

－米国海洋政策中間報告書と最終報告書との相違点について、全般的な流れとしてはほぼ変更なしと考えて問題ない。31章という構成、章タイトルもほとんど変更なし（15章のみわずかにタイトル変更）。ただし、第5章および第30章については検討項目を含めた変更がみられた。

また、海洋政策における州と地方政府の役割の明確化という点において若干の変更が認められた。連邦政府の役割を縮小し、州政府がより責任を持つことが重要である点である。年間39億ドルの支出が必要とされることが見積られたため、国家海洋政策実施コストに関する部分が再検討される予定となっている。

国連海洋法条約の批准については、これを実行できない状況下であり、今後積極的に進行するとはいえない。米国大統領選挙などの影響もあり、今後の海洋政策の内容および実施に向けた動向に注目する必要がある。

(3) 米国海洋政策の評価について

米国海洋政策に関する評価に関し、その主旨および作業状況について配付資料をもとに事務局が説明を行った。また、各委員からの海洋政策の評価とこれに基づいた日本の海洋政策への提言をまとめたもの（資料 6-7、6-10 および 6-11）について事務局から説明を行い、これらを日本財団提言「海洋と日本 -21 世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言-」に照らし合わせて検討することを提案した。

以下、日本財団提言の内容をもとに議論した概要を記す。

－提言1 総合的な海洋政策の策定

(林委員)

米国海洋政策の各項目については、基本的に日本にとって有用かどうかという視点で評価した。望ましい海洋・沿岸海域の将来像を提示している点、その内容は大いに参考になる。また、指導原則として 13 ほどが掲げられているが、なかでも有用と思われるのが **stewardship** の概念、陸・海・大気間の相互関連、生態系基盤の管理、生物多様性の保全、利用可能な最良の科学情報、参加型ガバナンスなどの項目である。これらは **Agenda21** あたりから用いられているものだが、わが国においてもこれらを指導原則として打ち出すことは有意義である。政策策定の指導的概念については 4 項目が挙げられており、いずれも抽象的なものであるが、すべてわが国にとっても重要である。

(大森委員)

米国海洋政策については、日本の現状に比してかなり進んでいるという印象を持った。日本の場合、縦割り行政的な意識が強く問題が先送りになるということが一般的という感がある。科学が及ばない部分についてなどの予防原則という考え方は見習うべきであろう。次世代に問題を残さないという姿勢をもっと強調するとさらによかったという印象を持った。

(寺島所長)

stewardship という言葉を入れ、この概念を導入しておく必要がある。すなわち海洋（環境）が現在だけでなく世代間にわたる預かりものという意識を強く持って考えなければならない。

(小池委員)

海洋開発分科会の答申では、「知る」「守る」「利用する」という海洋政策を進める上での理念を述べた後に、いきなり具体的な施策レベルの話になってしまっている。大きな指針的な考えに即して政策が位置づけられないことが多い。

(寺島所長)

総論と中間がなく個別施策という形態になってしまうのが問題。米国の政策には多様な次元の項目があるが、すべて基本理念が掲げられている。重要な点である。

(大森委員)

Ecosystem を考えないと前に進まないというのは以前からわかっていたことで、特に研究者の間では当然と思われていた。しかし、実際の政策項目のなかではより具体的な水産資源の国際交渉や現場での漁獲高に関する話題など、生態系ベースでの考え方とはかけ離れてしまうのが現実である。

(寺島所長)

理念として持続可能性という文言は入れておくべきである。

一 提言 6 海洋に関する青少年教育および学際的教育・研究の充実

(大森委員)

初等教育に関して、現在の市民生活、社会的側面については全く触れられていない。大学教育についても、例えば海洋関連分野の就職がたくさんあればそれで解決するともいえる。もう少し踏み込んで考える必要があるのではないか。

(寺島所長)

海洋問題がそもそもどういうものか、どのように発生して現状がどうかなどについて更に深く包括的に考える必要があり、それを教育面でも反映させなければならない。そのなかで地方自治体はじめ、地域のひとりひとりに教育を行う必要性があるのではないか。沿岸域管理にしても、地方自治体、地域の人々の役割が相当ある。

(小池委員)

米国の場合、海洋が一般的に広い意味で捉えられている。NSF においてもアウトリーチに関して必ず予算を使わなければならないという仕組みになっている。日本の場合はそうではなく、理念としては合意されても予算がなく、現実的には動かない状況にある。

(寺島所長)

国家海洋会議の下に海洋教育局などが設置されるべきとしているが、仮に日本ではそれが実現したらどうなのだろうか。

(小池委員)

上部組織の国家海洋会議がきちんと位置づけられることが必須条件であろう。

(寺島所長)

日本財団提言でもまとめたが、現実的に考えると日本では海洋基本法のもとに関係各省庁による閣僚会議が組織されるという図式が考えられる。同時に予算措置が重要。そういう意味では、現在の各省による予算システムでは特定の項目への重点配分はできない。こ

れは変えてゆかねばならない。

(徳山委員)

国だけではなく地域や NPO などをはじめとして、ボトムアップという視点でも考えていかないとものごとが進まない。教育面についてはさまざまな主体が広く活躍できる場があると思う。

(寺島所長)

特に沿岸域の管理や利用という面では、地方・地域の問題という位置づけにすることがひとつの考え方である。現在は現状の法に則してしか動いていないが、実際の現場のニーズはかなりあるはずだ。

(小池委員)

例えば海洋に関して、米国では州や地方が非常に強い権限を握っている。日本の場合、国の規制が強く、米国とは事情が異なっている。どのように体制を整えるかも重要となる。

－提言 5 排他的経済水域(EEZ)および大陸棚の総合的管理の具体化

(小池委員)

勧告 25-1～25-5 は、連邦政府の海洋沿岸研究予算の 5 年間での倍増計画をもとに、10 年間にわたる国家海洋研究戦略を策定し、社会経済学的側面の研究を進め、NOAA で実施させるというようなものである。

日本の場合、予算を増加させるのはもとより、国家海洋研究戦略および実行するための行政機関の構築が重要である。現状の海洋関係予算も見かけ上は額が多いが、実際には各省庁の寄せ集めであって、現場の感覚とかけ離れている。周囲にもすでに十分な額が投資されているという誤解を与えている面がある。これら事業予算を十分に精査して取捨選択することが最重要課題である。

(徳山委員)

例えば、データシステム構築にしても沿岸域管理など海洋に関する課題については、地方と国の分担、役割というものを現実的に考えてゆかなければならない。そのためにも長期ビジョンを持った組織、機能的な機関を整備する必要があるかも知れない。

(事務局)

本日は一部のテーマについてフリーディスカッション的に議論をしていただいた。今後は具体的なまとめ方についても十分検討して進めたい。

(小池委員)

米国の連邦と地方のそれぞれの法的な仕組みや、日本の各自治体と中央との法的な側面がよくわからないところがある。水質規制について調べてみたが、どうもよくわからない。これらの違いを把握していないと、米国の政策を日本へ適用するというのには無理がある

かも知れない。これらについて次回までに事務局でまとめて報告して欲しい。

(4) 今後のスケジュール

－事務局より今後のスケジュールについて説明した。

(寺島所長)

米国の最終報告書の中身を検討することも重要であるが、もう少し日本の海洋政策自体を検討してみるということが必要かと思われる。

また、来年度が当財団の設立 30 周年ということもあり、最終的な提言としては 2005 年度にまとめるということも考えている。このなかに海洋基本法を検討し成果物として提案したい。

(栗林委員長)

今年度は米国の海洋政策について検討し、来年度に海洋基本法も含めた日本の海洋政策への提言をまとめるという流れになる。

(大森委員)

提言内容をどのように現実化していくか、社会に反映させてゆく戦略も必要である。

(寺島所長)

提言するにはしっかりとした案がなければならず、現在は提言すべき政策の内容を十分に検討している段階である。今後、提言を実現するため戦略的に検討したい。

以 上

第7回海洋・沿岸域研究委員会

議事録要旨

1. 開催日時：平成17年1月19日（水）17：00～19：00
2. 開催場所：海洋船舶ビル4階会議室
3. 出席者：別紙出席者名簿参照
4. 配付資料：
 - 海沿 7-1 第6回委員会議事録要旨（案）
 - 海沿 7-2 米国海洋政策予備報告書評価作業担当表
 - 海沿 7-3 「海洋と日本 21世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言」と米国海洋政策評価結果
 - 海沿 7-4 米国海洋政策報告書（Final Report）EXECUTIVE SUMMARY 仮要約
 - 海沿 7-5 予備報告書第31章に列挙される勧告一覧
 - 参考資料 日本財団提言の構成

5. 議事概要

（1）前回議事録の確認

不備な点があれば後日事務局に連絡いただくことで了承された。

（2）今年度のまとめと来年度に向けて

（寺島所長）

今回が第7回目の委員会となるが、今年度はあと1回の議論をもって米国の海洋政策についての作業は終了となる。最終的には2005年10月くらいまでに日本の海洋政策の提言をまとめたい。これは当財団の30周年記念日が来年12月にあることも考慮しており、これを念頭において今後の計画を考えてゆきたい。

（3）米国海洋政策の評価

（事務局）

第6回会議と同様に米国海洋政策の評価を行う。米国海洋政策においてわが国にとっても参考となる項目を「海洋と日本 -21世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言-」の各項目（提言1～6）に対応させ、その内容についても討議する。資料7-2、7-3を中心に議論することとした。

前回会議で検討できなかったPart II、IV、VIII（資料7-2参照）について、担当の委員より前回と同様、作業結果の報告していただく旨、事務局からの説明があった。

<提言 2>海洋政策策定、実行のための行政機構の整備

(中原委員)

勧告 4-1、4-2 (資料 7-5 参照) には国家海洋会議 (NOC) の設置について言及しているが、日本財団の提言等にもあるようにわが国では「海洋関係閣僚会議」を創設することが望ましい。また、実際に「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」が設置されているが、その他にも海洋関係省庁間連絡会議が存在しているのを踏まえた上で海洋関係の行政機構を検討する必要がある。同勧告にある大統領補佐官の役割について、わが国においては「海洋担当大臣」を設置することが必要だと考える。当面、「海洋担当大臣」は国土交通大臣が任ずるのが適当である。

また、勧告 4-3 については、生態系に基づく管理原則ということに関しては、基本的な最上位の理念として掲げるのかどうかについて整理が必要である。

勧告 4-5 および 4-9 にある海洋政策大統領諮問委員会は、わが国では科学技術・学術審議会海洋開発分科会が同様な位置にある。これと多数ある他の海洋関係審議会との関係と位置付けをきちんとすることが重要である。

勧告 4-6 にある海洋政策局については、わが国においては内閣府に専従スタッフを置く「海洋政策統括質」の創設が望ましく、積極的な提案を行うことが必要である。

以下、私見ということであるが、勧告 4-4 の議長、委員構成についてはわが国独自の方向性で考えるべき。勧告 4-7 の海洋の科学・教育・技術・業務を一括して NOC に直属させるという点については、わが国の場合、総合科学技術会議で海洋の科学と教育のみを取り上げさせるということになっており、これについて慎重に検討することが必要ではないか。地方海洋会議の設置については、日本財団の提言にある通り、三大湾や瀬戸内海などの半閉鎖性海域について重点的に体系的政策策定ができる体制を整えることが望ましい。

(来生委員)

勧告 6-2 における「生態系に基づく海洋管理」を海洋の総合的管理の指導理念としている点は重要で大いに参考にすべき。勧告 4-3 にも生態系に基づく海洋管理が出ていたが、日本は個別的な目的別対応だが米国では沿岸管理も含めて総合的な観点から行うという考え方である。このような考えに基づく場合、価値の序列をどのように位置付けていくかということが必ず問題になる。また、海洋資源利用 Rent の社会還元制度の創設は理念としては望ましいが、日本における漁業を考えても過去の経緯を考えると具体的な制度の実現はなかなか難しいと思われる。

勧告 6-3 海洋保護区の設定については、生態系に基づく海洋管理の理念に基づいて既存の区域指定制度との調整が重要な点になる。

第 7 章全体では行政組織をどうするかという内容であり、これは米国と日本それぞれの事情が異なるところは十分承知すべき。

(寺島所長)

中国が海域使用管理法を設けた際に、海域の有料利用制度というものを設定した。わが国の場合、鉱物資源の利用などについては既存の制度もあるが、それ以外に対しても有料利用制度を設けられないか?ということについてもっと検討してもよいのではないか。

(来生委員)

ひとつのシステムとして構築するから非常に難しいのであって、やりやすいところから個別に考えてゆくということではできないのではないか。

(寺島所長)

漁業権などを含めた総体的な管理制度をつくろうとするのは大変な話になるが、部分的に、排他的利用に伴って経済的利益があがる場所について考えるということではできないか?

(中原委員)

有料化しても利益があがるかどうかわからないものに対して課金することは難しい。慎重に検討することが必要になる。

(寺島所長)

そういったことも配慮した制度というのを何とか考えられないか。仮にそういう制度があることで逆に企業なども参入しやすくなるということがあるのではないか。

(来生委員)

抽象的な話として、理論的には課金すべきであるのは確か。ただ実際には難しい。まず漁業がそれに該当するが、過去の経緯や現状を考える限りは不可能。水産基本法の際にも内部ではこれについて議論したことがある。

(中原委員)

陸上の場合には土地というものが評価対象としてあるが、海面の場合にはそれが無いから困難である。

(来生委員)

やるならば有料化できるところからするという個別的なアプローチで進めるしかない。

欧州や米国では最終的な制度設計まで詰めないで法律的なところで割り切ってしまうところがあるが、日本では詳細なところまで決めなければならないという面がある。この辺の違いがある。

(寺島所長)

海洋担当大臣が必要であり、国土交通大臣がこれに任じるというところまで踏み込んでいるが、国土交通省は河川、港湾や国土計画を含めて最も広い部分を扱っている。その他に文部科学省、経済産業省、農林水産省が海洋に関係してくると思う。各種の審議会や科学技術会議なども考慮して検討しなければならない。

(来生委員)

大臣でも省庁でもそうだが基本的には縦割りになっているのが現状。具体的な管理は地方自治体ということならば極端なことといえば自治体を統括する総務省なのかという話も出てくる。どこまで考えるか難しい。

(寺島所長)

海洋担当大臣というのは、海洋についてすべてを管轄するのではなく総括すべきときには誰(どこ)が責任を負うかということであって、主要官庁のどこかが担当大臣となるという理解をしている。

(栗林委員長)

オーストラリアでは環境大臣でしょう。

(中原委員)

現状でどこの省庁になるかということで国土交通省と考えた。省庁間の連絡会議のような話になるとまた別であろう。審議会についてもさまざまな側面から考える必要がある。ただ、今あるものについてもものを言わないと提言として重みがなくなる。

(寺島所長)

今の件と平行で考えなければならないのが海洋基本法だと思う。各省庁はそれぞれの法律に従って仕事をするわけで、それらを超えて調整しなければならないような動きは基本的にできない。このような動きを裏付ける法的枠組みが必要となる。

(栗林委員長)

海洋基本法については、米国の政策を参考にして日本の政策を考えたその後になるでしょう。

例えば「生態系に基づく海洋管理」というものに関して、わが国として本当に踏み込んでやるべきかどうかなどの議論はどこで行うのか。

(寺島所長)

海洋関係の審議会などで議論して答申を出すということになるのでは。

(事務局)

次は Part IV、Chapter 9～13 について議論したい。沿岸域管理、生態系、経済的な側面を含めてのマネジメント、防災についての話題となる。

<提言 3>総合的沿岸域管理の法制整備

(大森委員)

担当の第 11 章「沿岸生息地の保全および回復」をまとめると以下の通り(資料 7-3、P.6 参照)。このうち勧告 11-1、11-2、12-3 についてはわが国にも十分に当てはまると評価した。

1. 沿岸域の総合的管理が今ほど求められているときはない。沿岸管理に関わる省庁が多く、相互干渉や総合的管理法制の欠如が問題の原因になっている。
2. 開発や防災の名目の下に不必要な土木工事を進め、ここまで傷めてしまった沿岸域を如何に修復して行くか、沿岸管理への市民参加、ミチゲーションの制度化などを含めて、我国でも管理修復に関する議論をさらに進めて行く必要がある。
3. 現象や含まれる問題の複雑さ故に、沿岸問題は、ともすれば研究者から避けられる傾向がある。データや知見の充実のための真剣な取り組みが望まれる。
4. アセスメントが制度の中で空回りしている。ただレポートをつくるだけで、真の沿岸域の保全につながっていないケースが多い。
5. 開発・埋め立ての抑制が必要であり、利用されない造成地や不要な港湾が多い我国の現状を見直すために、本章に盛られている内容は参考になる。
6. 日本の法制には山岳と海洋が生態系でつながっているという考えをもとにした沿岸域管理、保全の法制が全くない。例、砂防ダムの建設と海浜保全。
7. Protecting the Nation's Wetlands: A Special Case (p.132)に関して。我国にはもともと wetlands が小さく、そのほとんどは既になくなってしまったので、△。しかし、藻場・アマモ場は、まだ残っており、生物資源の維持管理、自然環境の保全、希少生物の育成などの上で極めて重要な生態系であるから、その管理修復については、Capt. 21 のサンゴ礁とともに、真剣に取り組む必要がある。

(佐伯)

第13章に関して、勧告13-1、13-2および13-6がわが国に関しても当てはまる項目であると評価した(資料7-3、P.7参照)。その他は日本にはそぐわない内容である。以下、要約する。

「海上輸送システム」の主管官庁の指定(勧告13-1、第13章 pp.157-)については、本来は「海上輸送システム」という狭い観点からではなく、「海洋政策」という広い観点からの主管官庁について論じられるべきと考える。

「海上輸送システム省庁間委員会」(ICMTS)の設置(勧告13-2、第13章 pp.157-)について、上記と同様に、「海上輸送システム」という狭い観点からの省庁間委員会ではなく、「海洋政策」という広い観点からの省庁間委員会の設置について論じられるべき。

海上輸送における緊急事態対応の考慮(勧告13-6、第13章 pp.160-)に関して、海洋政策というよりも緊急事態対応という観点から論じられるべき項目であるが、海洋基本法において緊急事態対応に係る記述が設けられる場合には、本項目についても考慮する必要がある。

(事務局)

柴山先生の作業部分(第10章)のため、提出された資料をもとに事務局が説明(資料

7-3、P.6 参照)。

防災事業の見直し(第 10 章 pp.119-)については、環境面、コスト面ならびに事業の透明性などさまざまな側面からも国および地方自治体のレベルでともに必要である。

災害データの収集(第 10 章 pp.120-)や利用については、データの共有化を含め更に進めていかなければならない。

洪水保険プログラム(NFIP)の改正(第 10 章 pp.121-)については、わが国にこれに相当するものがないため今後検討を行うべきである。この際、災害リスクを算定・公表することで乱開発などを抑制できる可能性がある。

地域災害低減計画の立案(第 10 章 pp.123-)については、国が補助金等を活用して地域の防災計画を早急に立案できるようにするべきである。ハザードマップの作成は一部始められているが、高潮、津波災害についてのものは着手されておらず、これらを含めて進めてゆく必要がある。

(事務局)

柴山先生の作業部分(第 12 章)のため、提出された資料をもとに事務局が説明(資料 7-3、P.6 参照)。

国家レベルでの地域土砂管理の政策の立案(第 12 章 pp.138-)については、土砂の発生から移動、堆積に至る過程を環境への影響を考慮した上で戦略的に検討する必要がある。

浚渫土の処理について費用便益分析を行う(第 12 章 pp.141-)という点について、現状では浚渫土が沖合に投棄されるという例もあるため、まずは有効利用の方法について検討をするという段階である。

政府機関による研究を強化し戦略を作る(第 12 章 pp.143-)という項目に関しては、わが国の研究機関の研究項目について全体的にこの方向で総合化する必要がある。戦略のためには現状分析が重要になる。

(寺島所長)

大森委員担当の第 11 章だが、河川と沿岸地域の管理など相互に関連するところが別々に行われている気がする。一体的に考えられていないのが問題である。

(大森委員)

これまで砂防ダムを建設してきているが、これの影響もあって侵食などが起こっている。法律や制度上でこれらがつながっているという意識がない。

(来生委員)

ダムの政策評価を行った経験からいうと、現場(具体的な政策レベル)においては上流と下流がつながっているという認識を持ってきている。ただし、対応するシステムがないため空回りしているのが現状である。

(寺島所長)

沿岸域の管理という面では、今の海岸法という枠組みではあまりにもできることが少ないというのが現状だ。陸側も海側もあるいは河川域についても管理という視点からは抜け落ちている部分が多い。誰かがきちんとやらなければならないところである。

(栗林委員長)

佐伯さんの担当のところは、海洋政策というよりは海上輸送の分野に特化していて随分細かい内容が出ている。

(佐伯)

この部分に関しては、恐らく海洋政策という観点からより運輸省の視点を持った書き手が中心になって作成されたのではないか。

(寺島所長)

米国の海運政策は委員会制で進められていたような気がする。このあたりは米国の行政の特殊事情によるといえるかもしれない。

(栗林委員長)

緊急事態の対応については、テロも含めてさまざまなかたちがあるということから、これを統括してゆくという意味で政策的な部分になっている気がする。

(佐伯)

海洋政策において緊急時や防災といった章を設けるならば、そのなかに海上輸送のあり方が組み込まれてよいと思う。

(事務局)

次は Part VIII、Chapter 29 (資料 7-3 の P.3) について議論したい。

<提言 2>海洋政策策定、実行のための行政機構の整備

(栗林委員長)

勧告 29-1 および 29-2 はわが国には当てはまらないと判断した。

勧告 29-3 は、省庁間委員会の設立や監督、技術援助について述べられており、これは行政システムの考え方として参考になるものである。

勧告 29-4 については、海洋保護区や極地の国際管理に関する国際的協力についての勧告となっている。これはそのままわが国に当てはまるわけではないが参考にすべきである。

勧告 29-5 は国務省（外務省）が導入している「外交のための科学」も含めた対外的外交プロセス能力の向上や、政策・プログラムの知識・技術の統合、向上を図るというものであり、これについても参考にすべき項目であろう。

勧告 29-6 は海洋研究の推進および国際共同、それらへの助成を積極的に進めるという内容であり、わが国にとっても非常に重要な項目である。大いに見習うべきである。

勧告 29-7 は米国科学者に強力な支援、国際的研究のためのパートナーシップを推進すべきであるとされている。わが国ではその役割を外務省が担うかどうかは別としても、これらを進めてゆくべきである。

勧告 29-8 においては、他国の長期的な海洋の科学や管理能力を高めるために努力すべきと述べられている。これら発展途上国への協力が自国への信頼、強調を生むことが期待されるため、わが国でも政策の基礎として据えられるべきである。

(寺島所長)

国務省(外務省)の活動について言及されており、本来国務省(外務省)は各省庁と密接な連絡をとってやらなければならないところであるが、いずれにしても閉鎖的なきらいがある。国家海洋会議のもとに国際委員会を設け、国務省が統括してゆくというのは非常に面白いシステムだと思う。

日本の外務省は科学的、技術的な人材を外交官として活用しているのかどうかには少々疑問がある。

(大森委員)

海洋会議の際には何人か職員として採用されていたが、現在は継続されていないように思う。

(栗林委員長)

「外交のための科学」、コンセプトというのはどういうものなのか。

(林委員)

UNCLOS のような大きな、多角的な国際会議においては、多くの省庁と連絡できるような強力なリーダーシップが必要となる。国務省あるいは外務省にそのような力があれば望ましい。

(4) 今後のスケジュール

(栗林委員長)

もし他になければ今回は終了としたい。次回はどのようなかたちにするのか。

(事務局)

Part V と Part VI については次回に検討したい。また、もちろん事務局からも提案するが、その上でまとめ方など今後の検討項目についても具体的に議論したい。

(大森委員)

次年度に海洋政策の提言をまとめるということだが、生態系に関してなど大きな理念を打ち出すということになるのか。

(寺島所長)

提言するということになるのとそれらを避けて通れないという面はあると思う。いずれに

せよ国際的にもある程度通用するようなものをつくりたい。

(栗林委員長)

日本の現状に合わせてフィージビリティばかり考えるとどうしてもトーンダウンしたものになってしまう。生態系云々や理念も入れて考えたい。

次回の日程はいつになるのか。

(事務局)

今回は 2005 年 2 月 28 日 17:00～という日程を第一候補として考えている。今回欠席の委員にも周知連絡の上決定したい。

以上

第8回海洋・沿岸域研究委員会

議事録要旨

1. 開催日時：平成17年2月28日（月） 17:00～19:00
2. 開催場所：海洋船舶ビル4階会議室
3. 出席者：別紙出席者名簿参照
4. 配付資料：
 - 海沿 8-1 第7回委員会議事録要旨（案）
 - 海沿 8-2 米国海洋政策予備報告書評価作業担当表
 - 海沿 8-3 「海洋と日本 21世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言」と米国海洋政策評価結果
 - 海沿 8-4 米国海洋政策報告書（Final Report）EXECUTIVE SUMMARY 仮要約
 - 海沿 8-5 米国海洋行動計画（U.S. Ocean Action Plan）仮訳
 - 海沿 8-6 予備報告書第31章に列挙される勧告一覧
 - 海沿 8-7 平成17年度海洋・沿岸域研究委員会実施企画案
 - 参考資料 日本財団提言の構成
5. 議事概要
 - (1) 前回議事録の確認
不備な点があれば後日事務局に連絡いただくことで了承された。
 - (2) 今回の委員会について
(事務局)
前回まで行ってきた米国海洋政策の分析を本日の委員会でとりあえず終了し、今年度とりまとめる中間報告書に反映させ、来年度につなげたい。今回は第7回までに議論できなかった部分を検討する。また、今年度のまとめ方、来年度にどのようなかたちで継続するかについても検討したい。
(栗林委員長)
本日検討する米国海洋政策の分析結果については、最終的にどのようにとりまとめるのか。
(事務局)
米国海洋政策の分析は前回までに終わらなかった Part V から順に議論をお願いしたい。
(寺島所長)
今日は今年度最後の委員会となり、米国の海洋政策についての分析作業も終了としたい。引き続き次年度においても検討すべき部分は議論してゆきたい。また、米国海洋行動計

画（U.S. Ocean Action Plan）を取り上げて議論したい。

（3）米国海洋行動計画（U.S. Ocean Action Plan）について

（事務局）

米国海洋行動計画（U.S. Ocean Action Plan）（資料 8-5）について、その概要の紹介を行った。

（寺島所長）

ブッシュ政権は海洋に関する分野に対してあまり熱心でないということを耳にしている。米国海洋行動計画（U.S. Ocean Action Plan）についてもそのように考えられる。

（林委員）

米国海洋行動計画（U.S. Ocean Action Plan）の位置付けはどのようになっているのか。

（寺島所長）

実はその位置付けがよく見えないというのが実感である。

（林委員）

でも今度は個々の具体的な法律となって実現されるかもしれない。

（寺島所長）

しかし、現状の米国海洋行動計画（U.S. Ocean Action Plan）というものはわれわれが想定していたものとはちょっと違っている。

（大森委員）

この米国海洋行動計画（U.S. Ocean Action Plan）には、大局的に考えるべきものと詳細な項目がそれぞれ含まれている。これらについてひとつひとつ議会の承認を受けて具体化するのだろうか。

（寺島所長）

議会の承認を受ける必要がある項目についてはそうなるのだろうが、Oceans Policy Committee が引き続き検討するもの、当面短期的に対応すべきもの、中長期的なものなどがそれぞれ提示されていると考えている。早めに国連海洋法条約を批准するということがある。

（栗林委員長）

とりあえず、90 日間でできるところを提示したということだと思う。

（寺島所長）

Policy かと思ったら Action Plan だったというのが実際のところである。

（4）米国海洋政策の評価

（事務局）

資料 8-3 をもとに「海洋と日本 21 世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言」との照らし合わせを行いながら米国海洋政策の評価結果について議論する。Part V は沿岸管理

に関する項目が中心で、水質管理について検討されている。

Chapter14 は小池委員の担当になっており（資料 8-2 参照）、その評価は以下の通り（資料 8-3、P.7）。

<提言 3>総合的沿岸域管理の法制整備

- ◎勧告 14-1: 工場排水規制など公的規制の強化
- 勧告 14-2: 汚水処理システムの高度化とそのための技術的・財政的支援
- ◎勧告 14-3: 動物排泄物処理問題の法的整備, 資金援助
- △勧告 14-4: 地方での生活排水処理の促進
- △勧告 14-5: 栄養素および堆積物に関する取引可能なクレジットの実験
- 勧告 14-6: 水質汚染に関する継続的な監視プログラムの開発
- 勧告 14-7: ノンポイント汚染の削減プログラムに関する中央省庁・地方行政組織の連携
- 勧告 14-8: 沿岸域の水質基準指標の具体化
- △勧告 14-9: ノンポイント汚染削減プログラムをインセンティブ型プログラムの一部とする
- △勧告 14-10: 連邦議会に水質基準達成のために州に対して強制的な管理手段を講じる権限を与える
- ◎勧告 14-11: 地方の行政組織などに対して統合的沿岸管理の考え方を普及させるアウトリーチ・プログラムを強化すべき
- 勧告 14-12: 洪水管理プログラムが包括的アプローチに基づいて策定されるようにすべき
- △勧告 14-14: 大気降下物が水域に影響を及ぼす場合の管理体制の検討

(事務局)

続いて柴山先生の担当となる Chapter15 についての評価は以下の通り。

- ◎第 15 章 pp.177- 水質管理ネットワークの構築
- ◎第 15 章 pp.180- データ管理項目の効果的な展開
- ◎第 15 章 pp.181- データの使用性の向上

Chapter16 は栗林委員長による評価となる（資料 8-3、P.16 参照）。これは提言 1～提言 6 までのいずれにも該当しないと思われる項目である。

(栗林委員長)

- 勧告 16-3: 旗国の監督と執行を確保するための IMO の努力を促進するため、諸外国とともに行動する

○勧告 16-4: 他国と協力して IMO の下でポート・ステート・コントロール体制を強化・調和させる仕組みの確立

○勧告 16-13: IMO のガイドラインに沿った避難場所 (place of refuge) に関する包括的な政策指針と緊急時対応計画の策定と、避難場所を求めている船舶の組織的かつ迅速なアセスメントと対応の規定

○勧告 16-15: 海事分野の意識を高めるイニシアティブの策定・実施と沿岸・海洋管理のあらゆるニーズに対する効果的な支援の提供

他に第 16 章に関しては詳細な点がたくさんある。米国とわが国で状況が異なる部分がある場合も多い。常に参考になるとは限らず、より実務的な観点から見なければならない。

(事務局)

Chapter16 について何か意見があれば議論したい。

(大森委員)

プレジャーボートの件を含めて問題となるのが、漁船やその修理の際の船底塗料、網などによる汚染の問題がある。日本に規制があっても規制のない他国で行われて日本の沿岸で活動されれば何の意味もないのが現状である。TBT については禁止はされているがいろいろと問題がある。

(多屋委員)

TBT については現在は使用禁止となっているが、過去に使われたものが問題となっている。今新たに使われているということはない。

(大森委員)

しかし、TBT が日本で規制されても韓国では使われている。これでは何の意味もない。

(佐伯)

TBT については国際条約がつくられて一応対策はとられている。

(林委員)

韓国は入っていない。

(大森)

日本は IMO に準じているが、その他の非加盟国が問題となっている。加盟していない国が得をするようなことではいけない。

(佐伯)

Port State Control を国際的な条約として実現させるなど、きちんとしたものをつくらなければならない。

(事務局)

大森委員の担当となる Chapter17 について議論したい (資料 8-3、P.8 参照)。

(大森委員)

外来種については日本でもよく知られている問題である。バラスト水について大きく取り上げられることが多いが、規制があってもうまく機能していないこともあり、他にもさまざまな問題がある。多様な問題が存在するので、一様に法で括れないという実情もあるため、関係省庁で調整しなければならない。

研究面においては、例えば赤潮についてなどは日本は世界でもトップレベルにある。これをうまく活かすような政策を考えるべきである。

評価については、勧告 17-3、勧告 17-5、勧告 17-6 は◎とした。

(寺島所長)

バラスト水についてはきちんと議論されているか疑問だ。船舶で移送されるものに関してはよく耳にするが、外来種全体についても包括的に考えなければならない。

(林委員)

総合的アプローチでどこかがやらないといけない。現状はそのような立場で取り扱っているとはいえない。日本がイニシアチブを持って行うべきだ。

(事務局)

Chapter18 は多屋委員の担当となっている。

(多屋委員)

時間の都合上、まだ作業が終了していない。

(事務局)

Part VI (Chapter19～24) について検討したい (資料 8-3、P.9)。担当の林委員に評価をお願いした。

(林委員)

以下のように評価を行った。

○VMS の最大活用 (Chapter19、P.238-)

◎国連漁業資源協定の批准 (Chapter19、P.246)

○FAO の責任ある漁業のための行動規範の実施 (Chapter19、P.247)

△海洋哺乳動物に関する勧告 (Chapter20、P.251-)

(事務局)

ご意見を承りたい。

(多屋委員)

資料 8-3、P.9 の 4-3 「漁業補償に第三者機関による裁定方式の導入を検討すべきである」という項目についてであるが、これらについて議論すると最終的に漁業権の話に帰着する。これについては漁業協同組合やさまざまな課題が現存するので非常に難しい問題になる。

(寺島所長)

漁業権については、申請だけすれば No Pay で権利が得られ、この権利が設定されて何か起こると補償をもらうというのはちょっとフェアでないような気がする。

(多屋委員)

漁業者がひとりでもいれば漁業権を設定しなければならないことになっている。組合員の認定も漁業協同組合によってなされるなど、組合に依存している部分が多い。

(大森委員)

何事もほとんど漁協に任せているという体制に問題がある。農協の方がよほどオープンな体制である。

(多屋委員)

現状では制度的にそうになっている。漁業権については漁協が権利を有している。市民が参画どころか意見を言う場すらないのが現実である。本来、利害関係者みんなで話せるようにするべきで、そのような仕組みを考えなければならない。

(寺島所長)

国の機関としてもうまく調整できていない。

(多屋委員)

実際には出先機関の意見で埋め立てする、しないなどの意思決定がなされてしまう。

(事務局)

Chapter21 については大森委員に評価をお願いした(資料 8-3、P.9)。

(大森委員)

米国ではサンゴについて積極的に議論されているが、日本ではそれほどでもない。勧告 21-2、勧告 21-4 については◎と評価した。

沖縄のようにサンゴが大規模にあるところで保護、拡大ができるならば、日本として世界に大いにアピールできる。

(事務局)

Chapter24 については徳山委員に評価をお願いした(資料 8-3、P.11)。

(徳山委員)

全体的に総論賛成(◎)である。しかし、実現のための体制や制度が具体的に述べられているので、日本にそのままあてはまるわけではない。

例えば、EEZ を管理するシステム(担当部局: 国家海洋コンソーシアム)が必要である、鉱物資源など海域からもたらされる利益を還元して海洋管理などの財源の一部にする、環境問題についてもできるだけ配慮するなどの内容が特に重要である。

(寺島所長)

米国では財源を基金で割り当てるとしている。

(徳山委員)

日本ではそれが無いから資金的に問題がある。日本の石油会社というのはあまり大きくなく基本的には販売しかしていないので、ここから多くの資金を得ることは難しい。したがって広く、浅く取るという方法しかない。

(多屋委員)

海面、海底資源は国のものを使用するということになるので課金することができると思われる。水産資源は所有者がいなため、どこからも集金することができない。許可を与えるだけとなる。

(徳山委員)

国のものとしてしまえばよい。

(多屋委員)

国連海洋法条約で国に管理義務を付与してしまえばよいのではないか。

(徳山委員)

同感である。管理責任を持たせないと日本は国として恥ずかしい。

(寺島所長)

中国は海域使用管理法を策定した。

(多屋委員)

中国では、例えば養殖を行う場合には支払い義務を与えるようにして管理している。

(徳山委員)

石油の場合には採掘権を買うことになるのか。

(寺島所長)

深海底になると別機関となるはずである。

(事務局)

米国海洋政策の評価作業については以上で終了とさせていただく。

(5) 今年度のまとめ(中間報告書)と次年度について(資料 8-7 を参照)

(寺島所長)

今年度は、2002 年に出された日本財団の提言を参考にして米国海洋政策の評価とわが国への適用性について検討した。各回の委員会での議論を中心に今年度のまとめとして中間報告書を作成したい。

次年度については、最終的に 2005 年 10 月くらいまでに日本の海洋政策の提言をまとめたいと考えている。これは当財団の 30 周年記念日が来年 12 月にあることも考慮しており、これを念頭において今後の計画を考えてゆきたい。具体的な政策項目について作業を行うワーキンググループの設置や各委員の選定など、詳細については今後検討して進めてゆきたい。

(栗林委員長)

ご意見があればお願いしたい。

(林委員)

US OAP についてもさらに分析すべきである。

(大森委員)

勧告もいろいろなレベルがあるし、政策提言を行うにしてもどの程度のものをつくるのか慎重に検討すべきである。

(徳山委員)

Policy として総括的なものを策定すべきである。個別的な Action Plan まではとても手が回らないのではないか。

(多屋委員)

Policy として考えるべきだが、漁業権など、どうしても具体的に考えなければならない項目も存在する。

(寺島所長)

あまり抽象的なものでも駄目で、なるべく説得力を持たせて現実に切り込んでゆくようなものを作成したい。

以上

2. 米国海洋政策予備報告書の概要

米国海洋政策予備報告書の概要

米国海洋政策審議会が勧告する重要な行動

- (1) 大統領補佐官が議長を務める国家海洋会議を設置し、大統領府に海洋政策大統領諮問委員会を設置する
- (2) 米国海洋大気庁(NOAA)を強化し、連邦政府機関の構造を改革する
- (3) 国家海洋会議の推進、支援により、地域海洋評議会を設置するための柔軟かつ任意の過程を定める
- (4) 米国の海洋研究投資を倍増する
- (5) 全米統合海洋観察システムを導入する
- (6) 組織的かつ効果的な公式及び非公式プログラムにより、海洋教育への関心を高める

米国海洋政策審議会が勧告する重要な行動

- (7) 沿岸管理と流域管理の連携を強化する
- (8) 連邦水域に関する組織的管理体制を整備する
- (9) 測定可能な水質汚染(特にノンポイント汚染)改善目標を設定し、その目標を達成するために、奨励策、技術協力、その他の管理手段を強化する
- (10) 評価と配分とを切り離し、地域漁業管理理事会の制度を改良し、専用入漁権の使用を検討することにより漁業管理の改革を行う
- (11) 国連海洋法条約に加入する
- (12) 海洋石油・天然ガス開発及びその他の新たな海洋利用による収入により、海洋政策信託基金を設置して、勧告の実施財源にする

1. 国家海洋会議を設置せよ

● 第4章 海洋のリーダーシップ強化と調整

現状・政府機関は、それぞれ海洋に関する諸問題に取り組んでいるが、伝達・調整手段の欠如により、効率的な活動が妨げられている。



勧告4-1 連邦議会は、海洋と沿岸の調整とリーダーシップを強化するため、国家海洋会議(National Ocean Council)を設置すべきである。

目指すべき国家海洋会議とは…

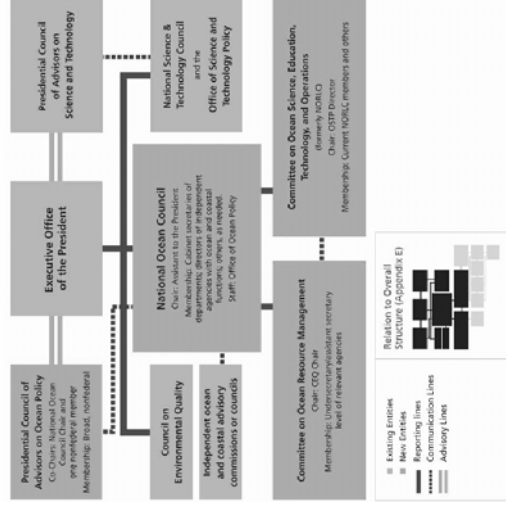
- 議長に大統領補佐官を据える。
- 各省庁の閣僚秘書官と、海洋および沿岸域に関連した責任を有する独立機関の長により構成。
- 第3章に基づく諸原則・国家目標の発展と、これらの目標の定期的な再検討と改定。
- 海洋に関する国際合意の国内的实施を含め、国家海洋政策の実施・展開について大統領へ勧告。
- 海洋に関連する連邦機関の活動の調整・統合、および目標達成のためのインセンティブの提供。

目指すべき国家海洋会議とは…

- 法令や規制の余剰または欠如部分を確定、紛争を解決し、空白を埋めるための戦略の展開、新たな又は顕在化したつつある海洋問題の表明。
- 海洋政策における科学の効果的な利用の指導、国および地域レベルでの意思決定のためのデータおよび情報の入手可能性の確保。

目指すべき国家海洋会議とは…

- 政府機関と非政府組織、民間、学界、公衆との間のパートナーシップの発展および支援。
- 連邦海洋沿岸機関による教育およびアウトリーチの努力の拡大。
- 地域的アプローチを促進するための地域海洋会議の設置のための広範で柔軟かつ任意的なプロセスを進展させるための、政府・非政府の幅広い利害関係者との共同作業
- 目標達成を評価するため、国の海洋および沿岸域の状態の定期的な評価。



2. NOAAを強化し、連邦機関構造を整備せよ

● 第7章 連邦機関の構造強化

(1) NOAAの強化

NOAAの任務・地球環境の変化を理解・予測し、国の経済的・社会的・環境上のニーズに見合うよう海洋と沿岸の資源を管理し保全すること。



NOAAには、現時点での活動をより効果的に管理し、多くの新たな責任を果たす必要がある。

NOAAの能力強化による海洋・沿岸管理の強化

NOAAの3つの主要な機能

- 海洋、沿岸、大気環境のアセスメントおよび予測
- 海洋資源と区域の管理
- 科学調査および教育

勧告7-1 議会は、NOAAの設置と任務を体系化する有機的な法案を通過させるべきである。この法案は、NOAAの構造が生態系アプローチとNOAAの主要な機能に一致したものである点を確保すべきである。

(2) 海洋および沿岸プログラムの整備

NOAA以外の連邦機関

- 内務省 (Department of the Interior: DoI)
 - …地質調査所/国立公園局/魚類野生生物管理局
- 環境保護庁 (Environmental Protection Agency: EPA)
 - …水局/湿地・海洋・流域局
- 航空宇宙局
(National Aeronautics and Space Administration: NASA)
- 陸軍工兵隊水資源研究所 (Army Corps of Engineers)
- 沿岸警備隊
- 海軍

(2) 海洋および沿岸プログラムの整備

勧告7-3 大統領補佐官は、国家海洋会議および海洋政策大統領諮問委員会からの助言により、連邦の海洋、沿岸および大気プログラムを再検討し、類似の機能を強化するための機会を推奨すべきである。

(3) 生態系に基づく管理アプローチにおけるあらゆる天然資源の管理

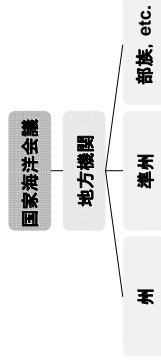
勧告7-5 大統領は、海洋、陸、大気のあらゆる資源の間の関連性を認識し、より統一的で生態系に基づいた天然資源の管理のための構造を作るよう、連邦政府を再編成する旨を議会に提案すべきである。

3. 地域海洋会議を設置するための柔軟かつ任意の過程を定めよ

[第4章]

米国の海洋・沿岸問題は、本質的に地域的なものが多い。

○地域の連携を図る場を創設する



↑ 各レベルで、海洋政策の策定・施行に参加できる機会を推進する

[4-10] 地域、州レベルでの海洋・沿岸域問題

- 問題に対する連邦当局の方針の一貫性
- 連邦当局の事業活動の重複
- 民間部門、NGOなど多様なセグメンションの活動, etc.

例えば、

→ 航空・海運・高速道路網などのインフラ整備計画において、異なる環境安全目標水準を設定している...



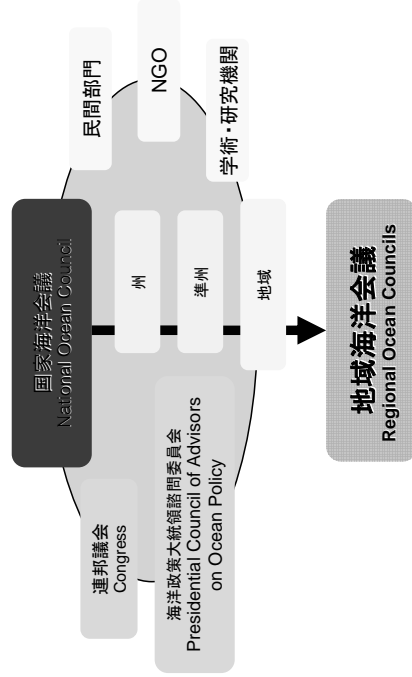
● 海洋関連法、規制の重複や、地域での問題を調査すべき。

● 地域における合理的規定、ガイダンスを作成すべき。



構造の再編成が必要

地域海洋会議の設立



地域海洋会議の設立方法

○地域の実情にあった柔軟かつ適切な設立方法を模索すべき

例えば、

→ 地域での個別な問題に対する特別小委員会の招集など...

地域海洋会議に期待される機能と効果

- 地域における海洋・沿岸問題の意識向上
- 州など関係機関の間の協定など、決定プロセスの開発
- 地域での紛争解決

4.米国の海洋研究投資を倍増せよ

[第25章] [25-1]

連邦議会

○連邦政府の海洋および沿岸研究予算

・1960-70年代は連邦の研究予算の7%

・1980年代初頭から減少、現在は約3.5%

↑ 今後5年間で2004年の約6億5,000万ドルから年間13億ドルへと倍増させるべきである。

<投資内容>

- 地域情報収集プログラムが監督する研究の支援
- ナショナル・シー・グラント・カレッジ・プログラム (National Sea Grant College Program) の拡充
- 本報告書記載のその他の最優先研究分野の支援

国家海洋会議の科学研究における役割

[25-2]

国家海洋会議

- 基礎・応用海洋科学および技術進歩の促進
- 関係機関の海洋など関連科学分野の10年計画を策定
- 予算作成上の指針

↑ 上記を盛り込んだ**国家海洋研究戦略**を策定すべきである。

国家海洋会議の科学研究における役割

[25-3, 25-5]

国家海洋会議

○海洋および沿岸域における経済評価など、社会科学分野(社会経済研究)の奨励

↑ 国家プログラムとして策定し、**NOAA**において進めるべき

○生物および非生物海洋資源データ、水深、地形など自然環境を記した標準地図を作成すべき

↑ **連邦政府**と調整し進めるべき

連邦議会の科学研究における役割

[25-4]

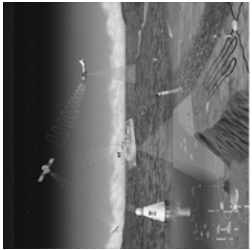
連邦議会

- 国家海洋探査プログラムの支援
 - 海洋に関する一般市民への教育促進
- ↑ **NOAA, 全米科学財団(NSF)**を主管機関に指定すべき

↑ **米国地質調査所, 米国海軍研究所**とも連動して進めるべき

5. 全米統合海洋観測システムを導入せよ

IOOS Integrated Ocean Observing System
(統合海洋観測システム)



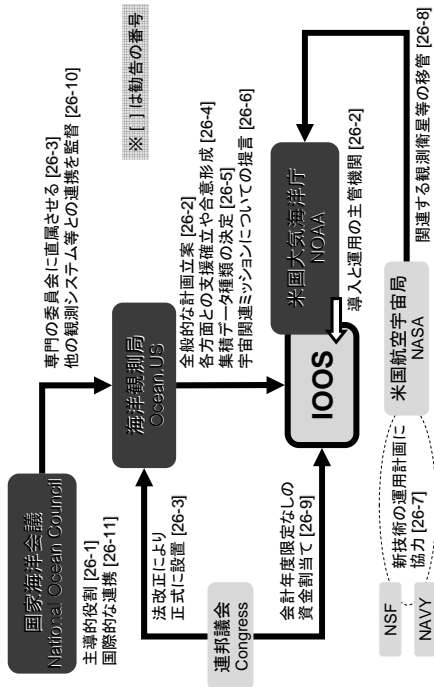
様々な手段で取得されるデータは、海底ケーブルや衛星通信を介してひとつの陸上施設に集積される。

【第26章】にIOOS構築のための勧告がまとめられている。他の勧告にもIOOSを前提とした記述が多数見られる。

IOOSの主な機能

- 従来各機関で独自に取得および蓄積していた観測データを統合管理する。
- 他の観測プログラムと連携して、海洋や地球環境に関する理解を深める。
- 観測データをビジネスなど実利を生むものに利用して、国の発展を目指す。

IOOSの運営体制に関する勧告



IOOSの目論見

IOOSで後となるデータ種類 (Ocean.USワークショップでの提案)

物理系：12項目	化学系：9項目	生物系：19項目
海水の塩分、温度、海面高度、水深、波浪、海流、海水、放射、海底特性など	溶存、浮遊、沈殿する汚染物質、栄養物質、有機物質、無機物質など	動植物プランクトン、細菌・哺乳類等の生物の種類目、生存量、分布など

他に気象、水理、人間利用に関する追加データが計16項目提案されている。

IOOSは海洋の観測・監視・予測の能力を大幅に向上させる

- 沿岸の環境改善、資源の活用、海事安全の向上に貢献する。
- 海洋の科学的理解が進歩し、地球観測機能が向上する。
- 初期費用が1億3,800万ドル、維持費用が毎年6億5,000万ドルだが、得られる利益は費用を差し引き毎年10億ドルの黒字になる。

6. 公式／非公式教育プログラムを通じて海洋教育への注目を高めよ

関係する章：第8章：生涯にわたる海洋教育の促進

関係する勧告：8-1～16

勧告に共通する問題

- ・研究と教育コミュニティのギャップを埋める必要性
- ・連邦政府の役割・責任強化

なぜ海洋教育が必要か？

- 最近の国家調査により、海洋と地球環境の関わりや日常生活における海洋の重要性について、米国民の認識がほとんどないことが判明
- 海洋の重要性のみならず、海洋環境への個人行動の影響を認識する必要性(スチュワードシップ)
- 海洋・沿岸資源への注目が高まる中、海洋環境の理解を高め、複雑な海洋・沿岸問題への意思決定を行うために、統合的アプローチが行える教育された人材の必要性
- 米国民の科学知識が、学年を重ねるごとに国際レベルを下回っているという統計結果
etc.

海洋教育促進のために必要な取り組み

- ① 勧告8-1~5 連邦政府機関による協力的な海洋教育ネットワークの構築
 - 国家海洋会議による海洋教育局(Ocean.ED)創設とNOAAを通じたOcean.ED予算の分配
 - NOAA、NSC、NASAなど連邦機関による教育へのサポート強化
 - Ocean.EDによる海洋関連教育プログラムなどの評価システムの発展
 - 研究と教育コミュニティーの連携を強めるために海洋科学教育エクセルレンス・センター(COSEE)やSea Grantプログラムの機能拡大

海洋教育促進のために必要な取り組み

- ② 勧告8-6~8 K-12(Kindergarten through Grade 12)教育へ海洋教育を取り込む
 - Ocean.EDは、地方の教育機関、研究コミュニティーと連携し、海洋関連教材を発展させるための調整を行うべき
 - 研究と教育コミュニティーの連携をOcean.EDは促進し、教師や教育者の科学的見地を深める取り組みを拡大すべき
 - 生徒が海洋環境に触れる機会を増やすために、Ocean.EDは学校同士、高等教育機関、科学センター、水族館、美術館などのパートナーシップを促進すべき

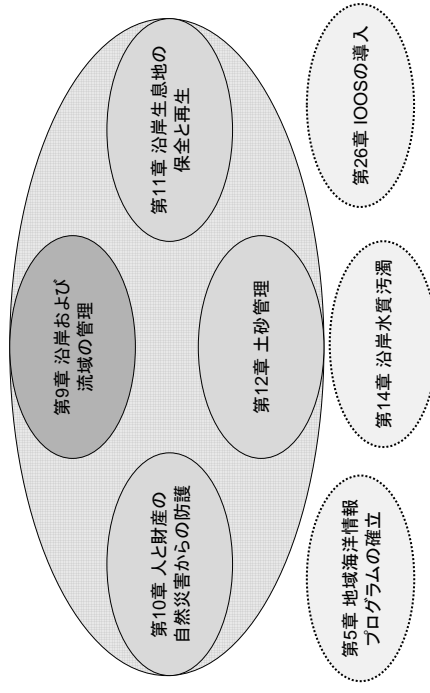
海洋教育促進のために必要な取り組み

- ③ 勧告8-10~15 高等教育および将来の海洋関連の人材への投資
 - 海洋分野へ学生をひきつけるため、NOAAなどの連邦機関は入門的な海洋科学コースを発展させるように大学を支援すべき
 - 大学院レベルでの海洋教育の機会を広げるために、Ocean.EDは国家の海洋関係に携わる労働人口を拡大すべきである
 - 国家海洋人材データベースの創設

海洋教育促進のために必要な取り組み

- ③ 勧告8-10～15 高等教育および将来の海洋関連の人材への投資
 - 連邦政府機関の責任分担と強化 (ONRIによるフェローシップなどを通じた海洋科学教育へのサポート、NOAAによる教育・訓練プログラムの設立)
- ④ 勧告8-16 海洋・沿岸と全ての米国民とを繋げる
 - インフォメーションギャップを埋める
 - コミュニティ教育を高めるための関連プログラムを發展させるために、既存のプログラムを強化し、新たなメカニズムを創設する

7. 沿岸管理と流域管理の連携を強化せよ



改革のための行動

- 沿岸管理と流域管理の連携を強化するために
.....
- 連邦政府プログラムの改善、調整、統合によって、災害の起こりやすい地域を避けた経済成長の計画作成および指導に係る意思決定者の権限を強化すべきである。
 - 沿岸資源に影響を及ぼす流域との関係を勘案して管理すべきである。

沿岸および流域の管理 〔第9章〕

- 沿岸域管理法 (CZMA) の改正
 - 沿岸諸州の計画立案・調整能力の強化
 - 資源アセスメントの要件、測定可能な目標・成果基準の設定、プログラム評価の改善、高い成果に対する報奨・怠慢抑止策、沿岸流域を含む境界の拡大 など
- 地域ごとの沿岸管理プログラムの統合
 - NOAAが管理する沿岸水域管理、全米河口研究保存システム (NERRS)、全米海洋保護区 (NMS) の各プログラム、他の機関が管理する沿岸堤防資源システム (CBRS)、全米河口プログラム (NEP)、全米魚類野生生物局沿岸プログラム (USFWS-CP) などのプログラムの統合 など

自然災害からの防護 [第10章]

- 連邦緊急事態管理庁(FEMA)の要請を満たす防災計画作成のための、州・地方機関への財政・技術支援の強化

沿岸生息地の保全と再生 [第11章]

- 沿岸域管理法改正による、沿岸・河口保全プログラムの承認、各州沿岸管理プログラムにおける最重要沿岸生息地の特定、土地所有者間の協力関係確立計画の作成
- 関連法の改正による、連邦政府機関の生息地保全・再生資金の一部自由裁量権限の拡大

土砂管理 [第12章]

- 陸軍工兵隊、NOAA、環境保護庁、地質調査所の連携による、土砂管理改善のためのアセスメント、モニタリング、研究、技術開発を強化する戦略の策定

8. 連邦水域に関する組織的管理体制を整備せよ

関係する章: 第6章「連邦水域における管理の調整」

海洋利用関連活動に関して米国の主権的権利が及び距離3~200海里の膨大な連邦水域では、様々な海洋利用が相互に両立するところもあれば、衝突する場合もある。

既存の利用(漁業、油・ガス生産、養殖など)は包括的な連邦法制的ななかで扱われておらず、予想される利用(洋上発電など)は法が無い。

本報告書の定める諸原則に依拠し、科学的証拠に基づき、生態系本位の(ecosystem-based)アプローチで管理を進める機関が必要。

勧告6-1

連邦議会は、国家海洋会議(NOC)と協力して、連邦水域の利用を主管連邦政府機関の管理下に置く。連邦議会が行動するまで、NOCが暫定の主管機関を指定するべきである。

調整された沖合管理制度の設立を

関係機関(NOC、海洋政策大統領諮問委員会、地域海洋会議など)は、より調整され、参加が確保される海洋活動の管理を提供する基礎となる。

沖合の資源開発から得られる収益は、政府が管理し、公共に還元される必要がある。例えば、外部大陸棚での石油、天然ガス等の開発、私企業による開発からの収益を公共に還元するプロセスを設けるべきである。

勧告6-2

連邦議会は、NOC及び地域海洋会議と協力して、生態系本位の管理アプローチに向けて、すべての海洋利用が調整される制度を設けるべきである。新しい活動などから生ずる収益を、社会に還元する制度も設けるべきである。

海洋保護区を管理手段として用いよ

海洋保護区(MPAs)は生態系管理の重要な手法である。ただ、その設定だけでは海洋の長期的持続可能利用を実現せず、地域的な生態系管理、適応的管理、他の管理手段と併用されれば、最も実効性がある。

現行MPAsは、NOAAが13のMPAsを管理する他、複数のプログラムが存在。2000年にはNOAAと内務省に対してMPAsセンターを設ける大統領令が發布されている。

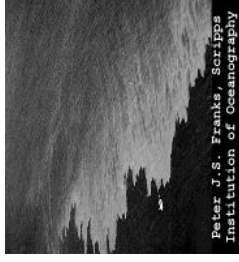
勧告6-3(抄) NOCは、MPAsの指定及び実施を統一的に行うために、次のものを含む全国的な目標と指針を設けるべきである。一 入手することのできる最良の科学的証拠に基づく一定期的なアセス、モニタリング、修正を行う一 航行自由などの国家水準の重要な問題、包括的な沖合管理制度の文脈を考慮する

MPAsの指定、実施に地域、地元の利害関係者を参画させよ

MPAsをめぐる争いの一つは、利害関係者に、海洋利用に関して制約を及ぼすことである。MPAsを実施していくには、すべての利害関係者を取り込み、MPAsの支援とそこでの規制遵守を確保しなければならぬ。地域海洋会議やその他の地域機関が、MPAs実施に向けた利害関係者間の議論を促進し、利害関係者間の取引を促進しうる。

勧告6-4 地域海洋会議または他の適切な地域機関は、積極的に利害関係者の参加を求め、MPAsの指定及び実施を主導するべきである。これは、NOCが発展させる目標、指針、統一のプロセスに従って行うべきである

9. 水質汚濁を改善するための管理手段を強化せよ



-第14章 沿岸域の水質汚濁問題への取り組み-

背景

- 米国環境保護庁(EPA)の報告では、半分以上の沿岸海域が水生生物、飲料水、遊泳、漁業を危うくするほど汚染(National Water Quality Inventory, 2002)。現在では、ほとんどの海域で回復傾向にあるが、北東沿岸域とプエルトリコで汚染が顕著(National Coastal Condition Report II, 2004)。
- 沿岸海域の環境保全には、人間活動の影響を管理する必要がある。負荷は様々な経路を持つ(ノンポイント、ポイント、大気)。
- 水質汚染に取り組む多くの法 機関、プログラムがあり、EPA、NOAA、農務省、陸軍工兵隊の連携を強めるとともに、政府、州、地域、NGO、ステークホルダー、学術機関間の調整が必要。

ポイント汚染の削減

現行の管理ツール(EPA)
排出汚染物質除去システム(National Pollutant Discharge Elimination System)

リボルビング・ローン・ファンド

主要なポイントソース

下水処理場 → 除去技術の向上と処理改善への援助(勧告14-1,2)

工場

飼料農場 → 飼料農場の規制管理(勧告14-3)

ポイントソースの管理改善

インフラ整備への長期投資(勧告14-4)

市場ベースのインセンティブ導入(勧告14-5)

現行の管理ツールの強化(勧告14-6)

(National Pollutant Discharge Elimination System)

ノンポイント汚染の削減

現行の管理ツール(複数の政府機関)

最大日負荷プログラム(EPA, Clean Water Actの一部)

ノンポイント汚染源プログラム(同上)

沿岸域管理法(関連機関:NOAA, EPA等)

農務省保全プログラム →最大の資金規模

主要なノンポイントソース

農業排水

洪水時の都市・郊外排水

ノンポイントソースの管理の改善

各プログラム間の調整(勧告14-7,8,9)

ファンドの利用者制限拡大(農業・都市排水処理ファンドに格差)(勧告14-10)

農業排水削減に対するインセンティブ制度(勧告14-10)

ティスインセンティブ制度の承認(勧告14-10)

整合性評価のモニタリング(勧告14-11)

土地利用の考察, 影響評価など(勧告14-11)

洪水の管理(勧告14-12)

集水域(Watershed)スケールでの連携(勧告14-13)

国際的協力ー UNEP, GPAを通じて管理技術を他国へ

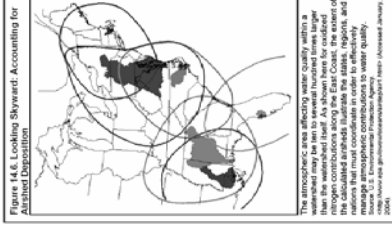
大気起因汚染への取り組み

極圏のDDT, PCBは大気経由汚染
五大湖の汚染物質の90%が大気経由

大気汚染ソースの管理

Air-Water Interface Work Plan (EPA)

Airshed”大気分水界“の管理
大気からの堆積を管理する地域的
取り組みを模索すべきである(勧告14-14)



10 漁業管理を改革せよ

→そのための、3つの具体的対策

- ① アセスメントと分配とを切り離す
- ② 地域漁業管理委員会システムを改良する
- ③ 専用入漁権の導入を検討する

関係する章: 第19章「持続可能な漁業の実現」

勧告: 19-1 科学的知見に依拠した政策決定

19-10 一貫した管理のための基準と機関の設置

19-15 管理者による専用入漁権の設定を可能に

現行の漁業管理の基礎

- マグナソン・ステイブンス漁業法(1976年)
 - EEZ内での漁業をコントロール
 - 漁業管理の主体として8つの地域漁業管理委員会(RFMCs)を設置
 - 乱獲防止、最善の科学的知見の利用など、一般的指針を規定(それ以外はRFMCsの裁量)

→EEZ内から外国漁船を排除すれば問題は解決すると仮定していた!

...しかし、様々な問題が生じることに

現行の漁業管理の問題点

- 生物学的漁獲可能量を上回る漁獲枠が設定されてしまう
 - 漁獲枠を維持・拡大しようとする政治的圧力
 - 漁獲枠設定が地域(RFMCs)に任されているため、総漁獲枠が大きくなりがち
 - 資源評価や漁獲枠配分に合意が得られないと、管理不在のまま漁獲が行われてしまう
 - 特に漁獲枠の削減につながる場合、資源評価の結果を巡って意見が対立しやすい
- **乱獲**

現行の漁業管理の問題点(2)

- 管理者が規制を厳しくすればするほど、漁業者は巧妙に規制を逃れ、漁獲能力を向上させる。
 - 伝統的・文化的に参入規制を嫌う米国
- 迅速に多くの魚を捕ろうとする漁獲レースが激化
- **乱獲**

対策①アセスメントと分配の分離

- マグナソン・ステイブンス法を改正し、以下を規定すべきである。
 - 科学的知見と助言を政策決定過程に組み込む。
 - アセスメントを実施する科学者の資格要件を厳格化する(利害当事者を排除)。
 - 生物学的漁業許容量を上回る漁獲枠を設定しない。
- 利害関係から独立した専門家が、アセスメント結果やデータ・手法などをレビューする体制を整える。

対策②地域漁業管理委員会(RFMCs)

システムを改良する

- RFMCsの海域設定よりも大きいスケール(太平洋・大西洋・メキシコ湾)で一貫した漁業管理を行うため、基準と制定法上の機関を設置する。
- 漁業資源が行政境界を越えて移動する場合には、連邦議会が管理の管轄権と海域を設定する。
- 各漁業管理計画において、主導権をとる管理主体(州、RFMCs、NOAAなど)を設定する。

対策③専用入漁権の導入を検討する

- マグナソン・ステイブンス法を改正し、漁業管理者に専用入漁権を設定する権限を与える。
- 実施においては、共通の指針を策定するとともに、地域ごとの柔軟性を確保する。
- ★専用入漁権の利点：漁業者が漁獲能力を向上させるインセンティブを生まない
→乱獲を招くような漁獲レースを終わらせる

11. 国連海洋法条約に加入せよ

関係する章：第29章「国際海洋科学及び政策の前進」
勧告：29-1 米国は国連海洋法条約に加入すべきである

国連海洋法条約に

は世界で145カ国
が批准済み

他方で米国は…

条約	地位
国連海洋法条約 (1982年)	未署名
第11部実施協定 (1994年)	署名のみ
公海漁業実施協定 (1995年)	批准 (1996年8月21日)

なぜ海洋法条約に入らないのか

- 他のいくらかの先進国と同様、
国家管轄権外の深海底の採掘制度に懸念
☆途上国への技術移転義務など、先進国に不利
しかし…
1994年第11部実施協定が採択、米国等先進諸国
が拒否した諸規定は、実質的に修正された
→ この懸念はクリアされている
(注) …とはいえ米国は第11部実施協定
にもまだ批准してませんが…

米国が迅速に加入すべき理由

国連海洋法条約に基づき設置される機関が
米国の重要な国益に直接影響を及ぼすことがある

たとえば： **大陸棚限界委員会**

大陸棚縁辺部上の資源に対する
管轄権のクレイムを検討する機関

米国は豊富な資源の埋蔵された広大な大陸棚を有
する国である

どくに米国が迅速に加入すべき理由

2004年には海洋法条約の締約国が条文の修正を要請することが可能となる

条約第312条の「改正」規定
それゆえ

海運国として、沿岸国として、国益を確保する最良の道は、海洋法条約に参加し、その過程に加わることである

海洋石油・天然ガスの今後

今後、海洋石油・天然ガスへの依存が大きくなるであろう

- 現在、石油の国内生産量の約30%以上が海洋生産による。天然ガスの場合も約25%以上を占めている。
- 米国では2005年までに現在よりも35-40%増の天然ガスと45%増の石油需要が見込まれている。

今後、海洋石油・天然ガスの生産域は沖合に進出するであろう

- 現在、海洋石油生産量の半分以上は水深1000フィート以深の開発による。今後、ますます大水深化が顕著になると予想される。
- 天然ガスも、深海域での開発が増加している。

→ 連邦水域内での資源開発が顕著になる

今後、海洋石油・天然ガス開発がもたらす歳入は増加するであろう

- これまでに(1953-2002)、エネルギー会社が連邦政府に支払ったリース料他は1450億ドル(145 billion\$)
- 最近では、毎年40 - 50億ドル(4-5 billion\$) が連邦政府に支払われている。

12. 勧告を実施するための海洋政策 信託基金を設立せよ

関係する章： 第24章 「海洋エネルギーおよびその他鉱物資源の管理」

勧告：24-1 連邦議会は、国家海洋会議の意見・情報を得た上で、連邦政府が外部大陸棚(Outer Continental Shelf)の石油および天然ガスのリース(lease)および採取から得られる収入の一部が、すべての沿岸諸州に対する助成金を通じて持続可能な開発および再生可能な海洋・沿岸資源の保全に確実投資されるようにする必要がある。助成金については、自州の沖合にある外部大陸棚の石油および天然ガスの生産については、その州の配分をより高くし、隣接する連邦水域におけるエネルギー活動が環境および社会経済に与える影響の対策費を補償すべきである。

外部大陸棚とは？

「州が管轄権を有する沖合3海里よりも海側のすべての水深した土地」をいう
→ 1953年外部大陸棚法

現在、外部大陸棚(17億エーカー以上の面積)にあるエネルギー・鉱物資源の管轄権は、連邦政府が持っている。

資源管理をめぐる法律

資源を扱う二つの法律 (内陸 vs 外部大陸棚)

- 内陸の鉱物資源開発を管理する法律にはthe Mineral Leasing Act (MLA)があり、大陸棚の外側の鉱物資源開発を管理する法律にはthe Outer Continental Shelf Lands Act (OCSLA)がある。両者の内容に共通点が多いが、州の歳入部分は決定的に異なっている。

沿岸州にとって大陸棚の外側の資源開発はメリットが少ない

- OMLAの場合、48の州が少なくとも民間会社からリースの収入の50%を受け取っている。それに比べてOCSLAでは外部大陸棚(の資源)に対する州税の課税を禁止している。それだけでなく、OCSLAには、MLAが沿岸州と歳入を分配するような仕組みもない。

沿岸州にとって外部大陸棚の資源開発は環境影響の危惧がある

- エネルギー開発が、外部大陸棚で行われたとしても、開発によって生じる影響は州の管轄する沿岸域にも及ぶことははずである。したがって影響を被る州や沿岸コミュニティは、影響を最小限に抑制するため措置のための助成金を受け取るべきである、との提案がある。

外部大陸棚で生産されたエネルギー資源から 生じる利益を、沿岸諸州に助成金として 配分すべき理由

- 海洋政策は、連邦政府のレベルにとどまらず、それ以外の行政機関や州政府組織の利害関係者とも強化されるべきである。さらに、連邦と州と地方政府がパートナーシップを組むべきである。
- 連邦政府と州政府の関係を強化し、海洋生態系を保護するためには、外部大陸棚で生産されたエネルギー資源から得られた投資を海洋・沿岸資源の持続可能な利用のために使用する必要がある。
- だからこそ、連邦政府が得た歳入の一部分は、沿岸諸州が海洋・沿岸域の持続可能な利用のために割り当てられるべきである。
- 外部大陸棚の石油・天然ガス生産から得られる税収の大部分は、環境および社会経済への影響回復のために支払われるべきである。

平成16年度 わが国における海洋政策の調査研究中間報告書

平成17年3月発行

発行 財団法人シップ・アンド・オーシャン財団 海洋政策研究所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル

TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033

<http://www.sof.or.jp> E-mail: info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

ISBN 4-88404-161-5